

利根町告示第5号

平成28年第1回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月19日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成28年3月1日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成28年第1回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	3. 1	火	本 会 議	開会 提出議案説明 質疑・特別委員会付託	午前10時
2	3. 2	水	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
3	3. 3	木	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
4	3. 4	金	本 会 議	一般質問（2人） 質疑・討論・採決	午後1時
5	3. 5	土	休 会	議案調査	
6	3. 6	日	休 会	議案調査	
7	3. 7	月	委 員 会	付託審査（予算審査特別委員会）	午前10時
8	3. 8	火	委 員 会	付託審査（予算審査特別委員会）	午前10時
9	3. 9	水	委 員 会	付託審査（予算審査特別委員会）	午前10時
10	3. 10	木	休 会	議案調査	
11	3. 11	金	休 会	議案調査	
12	3. 12	土	休 会	議案調査	
13	3. 13	日	休 会	議案調査	
14	3. 14	月	本 会 議	質疑・討論・採決 委員長報告・質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成28年第1回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成28年3月1日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教 育 長	杉山英彦君
総 務 課 長	高野光司君
企 画 財 政 課 長	清水一男君
税 務 課 長	石川篤君
住 民 課 長	井原有一君
福 祉 課 長	石塚稔君
保健福祉センター所長	秋山幸子君
環 境 対 策 課 長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	大野敏明君
経済課長兼農業委員会事務局長	大越直樹君
都 市 建 設 課 長	鬼澤俊一君
会 計 課 長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長	岩戸友広君
生 涯 学 習 課 長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書 記 宮 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

3 番 石 山 肖 子 君
4 番 花 嶋 美 清 雄 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成28年3月1日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議案第1号 利根町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第4 議案第2号 利根町行政不服審査会条例
日程第5 議案第3号 利根町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例
日程第6 議案第4号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第7 議案第5号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第6号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第9 議案第7号 利根町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第8号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第9号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第5号）
日程第12 議案第10号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第11号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14 議案第12号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第15 議案第13号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第16 議案第14号 利根町農業委員会委員の任命について
日程第17 議案第15号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第18 議案第16号 平成28年度利根町一般会計予算
日程第19 議案第17号 平成28年度利根町国民健康保険特別会計予算

- 日程第20 議案第18号 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 平成28年度利根町宮霊園事業特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成28年度利根町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成28年度利根町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議員派遣の報告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第1号
- 日程第4 議案第2号
- 日程第5 議案第3号
- 日程第6 議案第4号
- 日程第7 議案第5号
- 日程第8 議案第6号
- 日程第9 議案第7号
- 日程第10 議案第8号
- 日程第11 議案第9号
- 日程第12 議案第10号
- 日程第13 議案第11号
- 日程第14 議案第12号
- 日程第15 議案第13号
- 日程第16 議案第14号
- 日程第17 議案第15号
- 日程第18 議案第16号
- 日程第19 議案第17号
- 日程第20 議案第18号
- 日程第21 議案第19号
- 日程第22 議案第20号
- 日程第23 議案第21号
- 日程第24 議案第22号
- 日程第25 議員提出議案第1号
- 日程第26 議員派遣の報告

午前10時00分開会

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（井原正光君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

閉会中において、会議規則第127条の規定により、お手元に配付してありますとおり議員を派遣したので報告いたします。

次に、監査委員より平成27年11月分から平成28年1月分の現金出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付してあります。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、

3番 石山 肖子 議員

4番 花嶋 美清雄 議員

を指名いたします。

○議長（井原正光君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日から3月14日までの通算14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの14日間に決定いたしました。

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、町長から施政方針及び本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さん、おはようございます。きょうは、平成28年第1回利根町

の議会定例会ということで、大変ご苦労さまでございます。議長からあったように、平成28年度の施政方針並びに提出議案の総括説明を行います。

本日、ここに平成28年第1回利根町議会定例会が開催され、平成28年度予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、町政に対する私の基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位と町民の皆様方のご理解、ご協力をお願いするものであります。

最初に、町制施行60周年記念事業関係でございますが、昨年2月15日の駅伝大会を皮切りに、5月は町民運動会、8月は納涼花火大会、秋の時期は、お宝鑑定団や地場産業フェスティバル、記念式典など、さまざまな関係者のご協力により、盛大かつ円滑に実施することができました。平成27年度も、あと残すところ1カ月となり、住民団体の皆様による協賛事業が幾つか残されておりますが、おかげさまをもちまして、議員の皆様には、長い期間何かとご協力をいただき、町主催の記念事業が順調かつ盛会のうちに完了できましたことをこの場をおかりして、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、昨今の景気や雇用情勢によりますと、内閣府が先週発表した2月の景気判断でございますが、昨年10月以降引き続き、景気はこのところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとしております。また、先行きについては、海外経済の弱さの関係で国内景気が下押しされるリスクが懸念されるも、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かうことが期待されるとの見方もされております。

雇用面を見ますと、本年1月に総務省が発表した昨年12月の全国完全失業率は、前月と横ばいの3.3%でありましたが、厚生労働省が同日発表した有効求人倍率は1.27倍と0.02ポイント上昇し、24年ぶりの高水準、求人が大きく伸びたことで、雇用情勢は着実に改善が進んでいるとの見方がされているところでもございます。

こうした情勢の中、国会では、日本再興戦略改訂2015や、まち・ひと・しごと創生基本方針2015、一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策などを踏まえた平成27年度の補正予算が成立し、現在ですが、約97兆円規模となる平成28年度当初予算の審議が行われているところでございます。きょうの衆議院で予算が通るであろうというような新聞報道もあったところでございます。

また、県では、大震災の風評被害の払拭などの取り組みを引き続き進めるとともに、防災体制強化、人口減少対策、女性躍進施策などに重点を置いた一般会計約1兆1,208億円の新年度予算案が、先週2月26日に県定例議会に提出されたところでもございます。それでは最初に、平成28年度当初予算の概要、その後予算に組み入れた主要事業について、新規事業を中心に申し上げます。

初めに、平成28年度の当初予算の概要ですが、平成28年度の予算編成に当たりましては、第4次利根町総合振興計画第4期基本計画に掲げた目標を着実に達成できるよう、また、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標の達成に向け、全庁を挙げて編成作業に当たってきたところでございます。

まず、一般会計の予算規模でございますが、55億5,548万5,000円となり、前年度と比較しますと、小中学校の大規模改修関連経費の歳出減が大きな要因で8億8,532万4,000円の減となり、率にしますと13.7%の減となります。

歳入について特に増減額が大きいものについて申し上げますと、まず、地方消費税交付金ですが、対前年比1,700万円の増で2億3,700万円となります。次に、地方交付税が対前年比2,000万円増の16億6,000万円を見込んでおります。次に、国庫支出金ですが1億8,050万7,000円の減で5億6,192万円、続いて、繰入金が3,344万2,000円の減で6億1,135万円となります。また、町債につきましては6億9,320万円の減となり4億5,220万円を予定しているところでございます。

続きまして、歳出でございますが、主なものを目的別に、また構成割合が高い順に申し上げます。

まず、民生費ですが、予算額は18億1,006万6,000円で全体の32.6%を占めます。次に、総務費が8億6,491万9,000円で全体の15.6%、次いで、教育費が7億3,424万円で13.2%、以下土木費、衛生費、公債費の順と続いております。また、性質別では、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が26億2,464万7,000円で全体の47.2%を占め、次いで物件費が8億7,069万5,000円で全体の15.7%、以下補助費等繰出金、普通建設事業費、維持補修費などの順となっております。

続きまして、平成28年度の特別会計当初予算でございますが、国民健康保険特別会計を初めとする六つの特別会計の総予算額は48億5,146万7,000円となり、前年度と比較しますと全体で5,141万4,000円の増となり、率にしますと1.07%の伸びとなっております。

続きまして、こうした予算をもとに、来年度取り組む事業について新規事業を中心に申し上げたいと思います。

初めに、福祉関連でございますが、まず社会福祉関係では、来年度も臨時福祉給付金が支給されることになりました。従来の簡素な給付措置である臨時福祉給付金に加え、低所得の障害、遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時給付金を支給いたします。

次に、障害者福祉関係ですが、障害福祉サービスの利用者増加に伴い、給付費を増額することで障害者支援のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、児童福祉関係ですが、子育て支援課を新設し、引き続き子育て応援手当支給事業を実施するとともに、子ども・子育て支援法に基づき、保育園、認定こども園、地域型保育事業所に対し、運営費の財政支援を実施します。さらには、来年度は、新たに病児保育事業補助金を新設し、病児保育を開始しようとしている事業所に対し、必要な施設改修費や事業費の財政支援を実施いたします。

また、放課後児童対策事業でございますが、来年度は、文間小学校児童クラブ教室の新築工事を実施し、安心して子育てのできる環境づくりに努めます。

続きまして、高齢者福祉関係でございますが、高齢化が急速に進展する中で、団塊の世

代が75歳以上となる平成37年、2025年を目途に、住みなれた地域で生活を続けていけるよう、医療、介護予防、生活支援などが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護予防、生活支援総合事業を開始しております。地域包括ケアシステムは、町や地域の自主性に応じて、地域づくりに取り組んでいくことが重要であることから、町民が主体的に参画し、生活支援等のサービスに取り組める体制づくりに引き続き取り組んでまいります。また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、利根町、取手市、守谷市の2市1町が取手市医師会と連携し、新たな在宅医療、介護連携体制を構築していきます。

続きまして、農業振興関係でございます。当町に新しくできました農業法人株式会社さきずな農場が、旧東文間小学校施設と22ヘクタールの農地を活用した農業の6次産業に取り組むことになり、町としても積極的に支援してまいります。また新規事業として、頑張る農業者を応援するため、経営拡大等を計画する農業者などを支援する事業を実施するとともに、当町の基幹作物である米についても、売れる米づくりを目指す農業者を支援し、品質向上に取り組んでいきたいと考えております。

次に、農地の整備関連でございますが、利根北部地区基盤整備事業におきましては、平成28年度の事業により、農地の面的整備が完了する予定となっております。また、利根西部地区においては、計画調査最終年となり事業採択に向けた作業に入ります。

続いて、商工観光関係では、町内商店街の消費拡大を図るため、商工会が実施するプレミアム商品券発行を支援します。また、消費者行政関係でございますが、国、県、関係機関等と協力して相談体制の一層の充実を図り、町民の皆様の安心安全な消費生活を実現するため、今後も継続的に取り組んでまいります。

次に、道路等の整備につきまして申し上げます。まず、道路関係では、引き続き都市再生整備計画事業を実施いたします。平成28年度は、町道112号線大房地区、町道1427号線羽根野台地区、道路新設工事（押付本田地区）、の整備を行います。また、社会資本整備総合交付金事業で、町道104号線布川地区の整備を実施いたします。

次に、下水道事業ですが、長寿命化対策としまして、下水道管渠の布設替工事、布川地区の一部を行うとともに、昨年に引き続き、下水道管渠更生工事、これも布川地区一部も実施いたします。

続きまして、消防、交通、防災関係について申し上げます。まず、消防関係では、引き続き稲敷地方広域市町村圏事務組合との連携を維持するとともに、消防施設設備の適切な維持管理に努めます。

次に、交通関係でございますが、町における交通死亡事故ゼロの日が1月19日に連続2,310日を達成し、県内最長記録となりました。今後も、街頭キャンペーンなど、啓発活動を行い、さらに記録を伸ばしていきたいと考えております。

次に、防災関係でございますが、水防活動の拠点となる水防センターの建築工事を実施

します。センターには、災害時の備品として、飲料水やアルファ米、毛布、簡易トイレ、簡易間仕切り、簡易更衣室、赤外線ヒーター、LEDバルーン照明器などを備蓄し、災害対策の充実を図ってまいります。また、今後、起こり得るであろうとされている大規模災害への備えといたしまして、被災者等救助するための物資の供給協力や調達などに関し、先月の2月4日には、株式会社ランドロームジャパンと、また、2月10日ですが、株式会社セブンイレブンジャパンと、協定内容は異なりますが、災害協定を締結しましたことをご報告いたします。

また、今年度も、町では2回、職員による防災訓練を実施しました。昨年7月には、台風災害を想定した訓練、本年2月には、首都直下地震を想定した訓練を行っております。職員には、迅速な災害対応技術を習得させるなどで、災害発生時における町民の方々の安全確保を図ってまいります。また、来年度は、災害時などに町民の皆さんへ、災害情報や避難情報などを素早く伝えるため、町内全域に同報系の防災行政無線のデジタル化に伴う実施設計業務を委託します。今後も、さらなる防災対策の充実を図ってまいります。

続きまして、教育関係でございますが、教育関係では、将来の社会を担う子どもたちの心身ともに健全な成長と社会人としての基礎の確立を図るため、学習指導要領改訂を見据えた外国語教育の充実や教育相談員及びスクールソーシャルワーカーの配置、さらには、基礎、基本の定着、学力向上の推進、個々に応じた指導の充実、大学との交流などといった事業を展開してまいります。

また現在、特別支援学級は、布川小学校、文小学校及び利根中学校の3校に開設しておりますが、来年度からは、文間小学校におきましても開校いたします。

続いて、生涯学習関係でございますが、利根町公民館におきまして、オストメイト用トイレの取り付け工事と、和式トイレの洋式トイレ交換工事を実施します。高齢者や障害者等が安心して来館できるように施設整備に努めてまいります。また、あわせて、トイレにチャイルドシートを取り付け、小さなお子様連れの利用者への配慮もしたいと考えております。

さらに、利根町生涯学習センターにおきましては、2階トイレの拡張工事を実施し、施設の利便性向上を図ってまいります。また、平成28年度の町民運動会でございますが、来年度も利根中学校で大規模改修工事を予定していることから、平成27年度と同様に、5月の末に開催する予定でございますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、総務行政一般について申し上げます。

最初に、住民票と印鑑登録証明書の交付関係についてでございますが、現在、個人番号カードを用い、コンビニエンスストア等で住民票や印鑑登録証明書が取得できるよう準備にとりかかっております。今定例会でも関係議案を提出しておりますが、さらなる住民の皆様方の利便性向上に努めてまいります。

次に、総合戦略関係でございますが、策定した利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略

に基づき、子育て環境の充実を主軸に、教育環境、健康福祉、農業の基盤強化などの施策に取り組みながらシティプロモーションに力を入れ、町の魅力を町内外に情報発信していくことで、町内への移住、定住を促進したいと考えております。

また、このシティプロモーションを推進するため、企画財政課にシティプロモーション係を設置するほか、空き家、空き地バンクの案内や移住相談に対応するため、定住コンシェルジュとして活動していただく地域おこし協力隊員を募集いたします。

以上、平成28年度における主な事業施策の概要等について申し上げましたが、人口減少克服と地方創生を目的とした利根町総合戦略の実行は、利根町総合振興計画の、誰もが安心して豊かに生活できる元気なまちづくりと並行し、飛躍の第一歩としても大変重要な取り組みとなります。この計画を着実に実行に移していくことが、町のさらなる発展はもとより、ひいては社会経済発展の一翼を担っていくものと確信しております。

常々行政は、住民の最大のサービス組織であり、最大のサービス機関であるということ念頭に置きながら町政運営に当たっておりますが、今後も、行財政計画に取り組むなど、簡素化や効率化を図りながら、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう全力を傾注していく所存でありますので、引き続き、議員各位並びに町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、来年度に向けての私の施政方針といたします。

続きまして、本日提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、平成28年度当初予算を初め、条例の制定や一部改正、また、平成27年度の補正予算や人事案件など、合計22件のご審議をお願いするものであります。

議案第1号は、利根町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてで、地方自治法の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、利根町行政不服審査会条例で、行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求の裁決における判断の適否を審査する附属機関として、利根町行政不服審査会を設置するため審査会条例を制定したいので、提案するものであります。

議案第3号は、利根町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例で、行政不服審査法の全部改正に伴い、提出書類及び提出資料の写し等の交付手数料について、当該手数料の額とその他必要な事項を定めた条例を制定したいので提案するものであります。

議案第4号は、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例で、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の整備と、その他所要の改正を行いたいので提案するものであります。

議案第5号は、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、利根町行政不服審査会の設置に伴う審査会委員や、不登校児童生徒の自立を支援する適応指導教室指導員、児童生徒が抱えるさまざまな問題の改善に向け

て支援を行うスクールソーシャルワーカー、また、移住相談等の窓口となる地域おこし協力隊員のそれぞれの報酬額の設定と費用弁償の規定の一部を改めたいので提案するものがあります。

議案第6号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、一般職の職員の給与に関する法律等の改正により国に準じて職員の給与月額、勤勉手当の支給率、町長、教育長の期末手当の支給率などの関係規定を改めるとともに、職責に応じた役割や職務内容を明確にするため、行政職の級別職務分類表の一部、また行政不服審査法の全部改正により引用条文を改めたいので、提案をするものであります。

議案第7号は、利根町印鑑条例の一部を改正する条例で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カードを用いて、コンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を交付するサービスを実施するに当たり、条例の一部を改めたいので提案するものであります。

議案第8号は、利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カードを用いて、コンビニエンスストア等で住民票及び印鑑登録証明書を交付する際の手数料を徴収するため条例の一部を改めたいので、提案するものであります。

議案第9号は、平成27年度利根町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ6億7,071万5,000円を追加し、総額を69億3,473万5,000円とするものであります。

議案第10号は、平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、事業勘定においては、歳入歳出それぞれ1,374万6,000円を追加し、総額を28億5,963万円に、また、直営診療施設勘定においては、歳入歳出それぞれ77万6,000円を追加し、総額を1億2,606万9,000円とするものであります。

議案第11号は、平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1,240万円を減額し、総額を2億6,624万6,000円とするものであります。

議案第12号は、平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ968万4,000円を追加し、総額を13億9,780万9,000円とするものであります。

議案第13号は、平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ309万4,000円を追加し、総額を3億4,306万6,000円とするものであります。

議案第14号は、利根町農業委員会委員の任命についてで、利根町大字加納新田2360番地、薄井近一氏外7名の方を利根町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第15号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、利根町大字布川3355番地、伊藤 壽氏を利根町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第16号は、平成28年度利根町一般会計予算で、先ほど、予算の概要でも触れました

が、総額を歳入歳出それぞれ55億5,548万5,000円とするもので、前年度と比較しますと8億8,532万4,000円の減、率にして13.7%の減となります。

議案第17号は、平成28年度利根町国民健康保険特別会計予算で、事業勘定については、総額を歳入歳出それぞれ26億9,481万5,000円とするもので、前年度比3,378万1,000円の減、率にして1.2%減となります。また、直営診療施設勘定につきましては、総額を歳入歳出それぞれ1億1,310万4,000円とするもので、前年度比479万3,000円の増、率にして4.4%の増となります。

議案第18号は、平成28年度利根町公共下水道事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ2億8,358万6,000円とするもので、前年度比1,751万8,000円の増、率にして6.6%の増となります。

議案第19号は、平成28年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ555万円とするもので、前年度比3万5,000円の増、率にして0.6%の増となります。

議案第20号は、平成28年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ14億151万7,000円とするもので、前年度比4,942万2,000円の増、率にして3.7%の増となります。

議案第21号は、平成28年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ861万円とするもので、前年度比7万5,000円の減、率にして0.9%の減となります。

議案第22号は、平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ3億4,428万5,000円とするもので、前年度比1,350万2,000円の増、率にして4.1%の増となります。

最後に、利根町議会委員会条例の一部を改正する条例でございますが、こちらにつきましては、議員提出議案でございますので、各議員の慎重なるご審議をお願いしたいと思います。

以上、全議案の概要についてご説明いたしました。詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（井原正光君） 施政方針及び議案の総括説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時50分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第1号 利根町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

石川税務課長。

〔税務課長石川 篤君登壇〕

○税務課長（石川 篤君） それでは、議案第1号 利根町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、12月28日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、平成28年度、与党税制改正大綱において、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが図られ、個人番号の記載を不要とすることによって、本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が、平成27年12月16日に示されたことを踏まえ、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令、平成27年総務省令第108号が12月25日付で交付され、町条例においても一部改正の必要があることから専決処分したものでございます。

この改正は、平成28年1月1日以降に提出される申告書等から個人番号、法人番号の記載が開始されますので、適用開始時期を、平成28年1月1日から施行するため、議会を招集する暇がないため専決処分させていただきました。

それでは、改正内容につきまして、議案第1号参考資料、利根町税条例新旧対照表でご説明申し上げます。

下線の部分が改正箇所でございます。まず、第51条第2項は、町民税の減免を受けようとする方の申請書類について規定するものです。5行目の「同条第2号」を「第2号」に改め、文言の整理を行っております。改正文、第51条第2項第1号は、町民税の減免申請書に納税義務者の個人番号または法人番号の記載を規定しておりますが、個人番号の記載を不要とするため、「個人番号」の文言を削り、納税義務者の氏名の後に、氏名及び住所または、居所（法人にあっては、名称、事務所または事業所の所在地及び法人番号）と改めるものです。

次に、第139条の3第2項は、特別土地保有税の減免を受けようとする方の申請書類について規定するものです。改め文、第139条の3第2項第1号は、特別土地保有税の減免申請書に納税義務者の個人番号または法人番号等の記載を規定しておりますが、個人番号の記載を不要とするため、個人番号等の文言を削り、「氏名または名称及び」の後の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または、これを削りまして、同条第15項を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に改め、個人番号またはを削り改めるものです。

後ろのページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。説明

は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第1号については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月14日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第2号 利根町行政不服審査会条例から日程第10、議案第8号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。それでは、日程第4、議案第2号から日程第10、議案第8号までの7件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず議案第2号から議案第6号について、高野総務課長。

〔総務課長高野光司君登壇〕

○総務課長（高野光司君） それでは、議案第2号 利根町行政不服審査会条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由にもありますように、行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求の裁決における判断の適否を審査する附属機関として、利根町行政不服審査会を設置するため、利根町行政不服審査会条例を制定したいので提案するものであります。

今回の条例の趣旨につきまして、ご説明させていただきます。

行政不服審査制度は、行政庁の違法または適正な処分等に関し、住民に簡易、迅速な手続のもとで広く行政庁に対する不服申し立てをすることができる制度であります。平成26年6月に、行政不服審査制度の公正性及び国民の利便性の向上などを図る観点から、その抜本的な見直しが行われ、全部改正された行政不服審査法が公布されております。この改正法において、裁決の公正性等の観点から、新たに行政不服審査会が設置され、平成28年4月1日から施行されるものであります。これに伴い本町においても、改正法に応じた体制を整備するため、行政不服審査会を設置しようとするものであり、改正法第81条第1項で規定する利根町行政不服審査会を設置するための条例を制定するものであります。

それでは、条例に基づきましてご説明させていただきます。

初めに、第1条は、設置規定でありまして、本町に行政不服審査会を設置することについて規定するものであります。

続きまして、第2条は、本審査会の所掌事務について定めたものであります。審査会の

調査審議の手續を規定するものであります。具体的には、審査会の調査権限、意見の陳述、委員による調査手續でございます。

第3条は、審査会の組織等について定めたものであります。委員の人数は3名とし、法律または行政に関し、すぐれた識見を有する者を町長が委嘱するものであり、また、委員の任期につきましては3年とするものであります。その他、再任等及び委員の守秘義務についても規定するものであります。

第4条は、会長の設置及び選任方法その職務等について規定するものであります。

第5条は、審査会の会議の招集、定足数、議決数及び会議の非公開について規定するものであります。

第6条は、審査会の庶務を総務課で処理することを規定してございます。

第7条は、審査会委任規定でありまして、審査会に関する必要な事項を会議に諮り定めることを規定してございます。

最後に、第8条は、審査会の委員にかかる守秘義務に違反した場合の罰則について規定するものでございます。

附則としまして、この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行日、これは平成28年4月1日から施行するものであります。議案第2号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第3号 利根町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由にもありますように、行政不服審査法の全部改正に伴い、提出書類及び提出資料の写し等の交付手数料について、当該手数料の額その他必要な事項について、条例で制定したいので提案するものであります。

今回の条例制定の趣旨につきましてもご説明させていただきたいと思っております。改正行政不服審査法では、審査請求人等は、審理員に対し、提出された書類の閲覧だけでなく、当該書類の写しの交付を求めることが可能となり、その書類の写しの交付を受ける審査請求人等は、同法の規定により、実費の範囲内で条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定しております。これは改正法第38条によって規定されております。

本町においても、同法の規定に基づき、当該書類の写しの交付について手数料を徴収するため、利根町行政不服審査法の規定により、提出資料等の写し等の交付にかかる手数料に関する条例を制定するものであります。

それでは条例に基づきまして、ご説明させていただきます。

初めに第1条は、趣旨でありまして、改正行政不服審査法の規定により、提出資料等の写し等の交付にかかる手数料に関し、必要な事項を定めることについて規定するものであります。

続きまして、第2条は、提出書類等の写し等の交付にかかる手数料の額について規定す

るものであります。審査請求人等が審理員に対し、提出書類等の写し等の交付にかかる手数料の額に関する規定であります。

次のページの別表をご参照いただきたいと思います。複写機により用紙に白黒で複写したものの交付、及び3行目の電磁的記録に記載された事項を白黒で出力したものの交付につきましては、それぞれ1枚につき10円の設定とし、2行目の複写機により用紙にカラーで複写したものの交付及び4行目の電磁的記録に記載された事項をカラーで出力したものの交付につきましては、それぞれ1枚について20円と設定しております。また、両面の複写または出力された用紙については、片面1枚として手数料の額を算出する旨、規定してございます。なお、手数料の額につきましては、行政不服審査法施行令及び茨城県の準則に倣い設定してございます。

続きまして、第3条は、提出資料の写しの交付にかかる手数料の額について規定してございます。審査請求人等が町の行政不服審査会に対し、提出資料の写し等の交付にかかる手数料の額に関する規定であります。なお、手数料の額については、前条と同様の規定となっております。

最後に第4条は、手数料の減免について規定するものでございます。また、第1項中の交付の求め1件につき2,000円を限度とし、とあるのは、行政不服審査法施行令第13条第1項で規定する限度額に倣って規定するものであります。

なお、第4項において、審理員の指名を要しない場合、審理員とあるものを審査庁に、また、第5項におきましても、審理員とあるものを利根町行政不服審査会と読みかえ、準用することを規定するものであります。

附則としまして、この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行日から施行するものであります。議案第3号は以上でございます。

続きまして、議案第4号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由にもありますように、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の整備その他所要の改正を行いたいので提案するものであります。今回の改正の概要につきましてご説明させていただきます。

改正行政不服審査法の施行に伴い、新たに審理員による審理手続が導入され、公文書または個人情報の開示決定等にかかる不服申し立てにつきましては、これと同等の手続が既に確保されていることから、同法の適用を除外するなど、所要の改正を行うものであります。また、行政不服審査法の法律番号が変わること、関係条例の法律の条項の変更や増加、不服申し立ての手続が審査請求に一任化されることなどに伴い、引用条項や使用している文言などの改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。

初めに、参考資料第1条は、利根町情報公開条例の一部改正であります。本条例は、審

理員の制度が対象外であるため、第19条として行政不服審査法における審理員による審査手続に関する規定を適用除外とする旨の規定を追加するものであります。

次に、審査会への諮問についてであります。行政不服審査法による審査申し立てにつきましては、新たに設置した利根町行政不服審査会において諮問することとなったことから、その旨の規定を削り、諮問時の添付書類として弁明書の写しを明確に位置づける旨を追加するものであります。

次に、用語に関してあります。「不服申立て」を「審査請求」に、また「とき」を「場合」に、「決定」を「裁決」にそれぞれ改正するものであります。また、同様に、他の関係条例の用語につきましても、あわせて改正するものであります。また、審査会に諮問した旨の通知についての規定につきましては、改正前の第20条審査請求にかかる審査請求人及び参考人等に諮問した旨を周知する旨の規定を、改正後に第20条第3項として定めるものであります。また、第21条につきましては、条項を改めたことによる引用規定の改正を行うものであります。

次に、参考資料第2条は、利根町個人情報保護条例の一部改正であります。本条例でも、審理員の制度が対象外であるため、第35条に行政不服審査法における審理員による審査手続に関する規定を適用除外とする旨の規定を追加するものであります。

次に、審査会への諮問につきましても、情報公開条例の一部改正と同様に、行政不服審査法による不服申し立てについては、利根町行政不服審査法において諮問することから、これらの規定を削って、諮問時の添付書類として、弁明書の写しを明確に位置づける旨を追加するものであります。

次に、用語につきましては、「不服申立て」を「審査請求」などにそれぞれ改正するものであります。

また、審査会に諮問をした旨の通知についての規定につきましては、改正前の第36条審査請求にかかる審査請求人及び参加人に諮問した旨を通知する旨の規定を、改正後の第36条第3項として定めるものであります。

また、第37条につきましては、条項を改めたことによる引用規定の改正を行うものであります。

次に、参考資料3条につきましては、利根町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正であります。この中の第3条は、情報公開条例、個人情報保護条例の条項を改めたことによる引用規定の改正であります。また、用語につきましても、「不服申立て」を「審査請求」などにそれぞれ改正するものであります。

次に、第10条は、審査会に提出する資料の写しの送付等の規定であります。審査会に提出した意見書や資料等につきましては、当該資料を提出した審査請求人等以外のものなどに対し送付する旨を追加して改めるものであります。

第14条は、審査会の委員にかかる守秘義務に違反した場合の罰則について、明確に位置

づける旨を追加するものであります。

次に、参考資料第4条につきましては、利根町行政手続条例の一部改正であります。行政不服審査法の改正に伴い、関係法律の改正により、条文の改正に倣い字句を改めるものであります。

次に、参考資料第5条は、利根町固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。

第4条は、審査申し出の規定でありまして、第2項の審査申し出の規定について整理を行うものであり、第3項は法令の引用について改めるものであります。第6項は、審査申し出人が、その代表者等の資格を失った場合は委員会に届け出る旨を追加して改めるものであります。

次のページの第6条は、書面の審理でありまして、弁明について、電子情報処理組織、いわゆるパソコン等を使用して弁明がなされた場合、弁明書として取り扱うなど、審理の規定について改めるものであります。

次に、第10条は手数料の額等であります。審査申し出人が提出した書類等の写し、または、書面の交付を求めた場合、複写等の要する費用について規定しております。また、手数料の額については、行政不服審査会に準じた交付手数料を設けております。

次に、第11条は、手数料の減免について規定しております。また、第1項中の交付の求め1件につき2,000円を限度額として、とあるのが、利根町行政不服審査法で規定する限度額と同様の額を設定してございます。

次に、第13条は、決定書の作成でありまして、決定書の規定について、改正法に倣い規定を改めるものであります。

次に、最後でありますけれども、参考資料第6条は、利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

第5条の用語につきましては、同様に文言の改正を行うものであります。

附則として、この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行するものであります。議案第4号は以上でございます。

続きまして、議案第5号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由にもありますように、利根町行政不服審査会の設置に伴う同審査会委員の報酬額、不登校児童生徒の自立を支援する適応指導教室指導員の報酬額、児童生徒が抱えるさまざまな問題の改善に向けて支援を行うスクールソーシャルワーカーの報酬額、及び移住相談等の窓口となる地域おこし協力隊員の報酬額を設定するとともに、費用弁償の規定を改めたいので提案するものであります。それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

初めに、費用弁償であります。第4条第5項に適応指導教室指導員を加え、同項に掲げる規定に準じて費用弁償を支給するものであります。

次に、同条第6項にスクールソーシャルワーカーを加え、同項に掲げる規定に準じて費用弁償を支給するものであります。

また、第7項において、地域おこし協力隊員につきましても、職員の給与に関する条例の規定に準じて支給するものであります。

次に別表であります。後ろのページになりますけれども、情報公開及び個人情報保護審査会の次に行政不服審査会の会長にあつては、日額6,700円、委員にあつては、日額6,000円に設定したものであります。また、額につきましては、有識者から成る既存の第三者委員会であり、情報公開及び個人情報保護審査会の委員に倣って設定したものであります。

次に、公立小中学校非常勤講師の次に適応指導教室指導員に対し、1時間につき1,750円の額については、利根町公立小中学校非常勤講師と同様の資格を有するものであるため、同額の1,750円とするものであります。

次に、スクールソーシャルワーカーに対し、1時間につき3,000円の額については、茨城県スクールソーシャルワーカー活用事業における報酬及び費用弁償に関する基準及び支払い事務取り扱いに倣い同等の額で設定してございます。

次に、地域おこし協力隊員に対し、月額16万2,000円の額については、総務省から、特別交付税として隊員1人当たり報償費等で200万円が交付されることから、報酬及び費用弁償額を合算して上限が200万円となるよう算出して設定してございます。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。議案第5号は以上でございます。

それでは、最後でございますけれども、続きまして、議案第6号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、一般職の職員の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の給与月額、勤勉手当の支給率等が改定されたことに伴い、国に準じて、職員の給与月額、勤勉手当の支給率等、町長、教育長の期末手当の支給率の規定を改めるとともに、職責に応じた役割や職務内容を明確にするため、行政職の級別職務分類表の一部及び行政不服審査法の全部改正により、引用条文を改めたいので提案するものであります。

なお、今回の議案第6号につきましては、一つの改正に対しまして施行期日が異なるものの関連する条例が複数あることから、一つの条例といたしまして提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。

初めに、参考資料1は、利根町職員の給与に関する条例の一部改正であります。第10条の2につきましては、初任給調整手当の支給できる最高額について規定しております。その額を41万2,200円から41万3,300円に改正するものであります。

第21条第2項第1号は、勤勉手当であります。平成27年12月に支給した率の改正であ

りまして、再任用職員以外の職員、一般職でありますけれども、支給率100分の75から100分の85に、特定幹部職員は100分の95から100分の105に改めるものであります。同項第2号は、再任用職員ということで100分の35を100分の40に、再任用特定幹部職員につきましては、100分の45から100分の50に改正し、遡及適用するものであります。

附則第19条につきましては、今回の勤勉手当の改正に伴い、減額対象職員が減額となる勤勉手当減額対象額に乗じる率の改正となっております。

次に、別表の改正となりますが、給与表の改正で、一般職に使用する別表第2と医師に使用する別表3の（ア）及び保健師及び看護師に使用する別表3の（イ）を若年層に重点を置き月額2,500円引き上げを最大に平均0.4%引き上げる改正となっております。

続きまして、参考資料2は、利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第4条第1項において、町長の平成27年12月支給の期末手当率を100分の162.5から100分の167.5に改めるものであります。

次に、参考資料3は、利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正でございます。第2条第4項において、先ほど町長と同様に、教育長の平成27年12月支給の期末手当率を100分の162.5から100分の167.5に改めるものであります。以上の第1条から第3条につきましては、平成27年4月1日から遡及適用となっております。

次に、参考資料4につきましてご説明させていただきます。これから、ご説明する改正内容は、平成28年4月1日から施行するものであります。まず、利根町職員の給与に関する条例の一部改正であります。第20条の3第4項につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い期末手当の一時差しとめ処分の引用条文を改めるものであります。

続きまして21条は、勤勉手当の規定でありまして、第2項第1号において、先ほど第1条でご説明いたしました平成27年度の勤勉手当の率100分の10をふやした分を、平成28年度に支給する6月と12月に割り振り、100分の85から100分の80に、特定幹部職員の率を100分の105から100分の100に改めるものでございます。第2号も同様に、100分の5をふやした再任用職員の勤勉手当の率を、100分の40から100分の37.5に、特定幹部職員の率を100分の50から100分の47.5に改めるものであります。

次に、附則の第19条につきましては、先ほど第1条と同様に勤勉手当の率の改正に伴い、減額対象職員が減額となる勤勉手当減額対象額に乗じる率を改正するものであります。

次に、別表1の改正につきましては、級別職務分類表において、今まで、3級、4級に係長職がございましたが、職責に応じた役割や職務内容を明確にするため、3級から係長の職務を削除するものであります。

次に、参考資料5につきましては、利根町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正であります。

第7条につきましては、特定任期付職員の給与月額をそれぞれ1,000円引き上げる改正と

なっております。

第8条においては、特定任期付職員に支給する期末手当率を100分の155から100分の157.5に改めるものであります。

次に、参考資料6は、利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。先ほどの一般職と同様に、第2条においてご説明いたしました町長の平成27年12月の支給の100分の5をふやした期末手当率を、平成28年度に支給する6月には、100分の147.5から100分の150に、12月には100分の167.5を100分の165に割り振り改めるものであります。

次に、参考資料7は、利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他勤務条件に関する条例の一部改正でございます。

第2条第4項において、町長と同様に第3条においてご説明いたしました教育長の平成27年12月支給の100分の5をふやした期末手当率を、平成28年度に支給する6月は、100分の147.5から100分の150に、10月には、100分の167.5から100分の165に割り振り改めるものです。

最後に、参考資料8で、今回、提出させていただきました改正議案の附則についてご説明させていただきます。

まず、附則第1項第2項は、先ほどまでに順次説明をさせていただきました施行日及び遡及適用日について規定してございます。第3項は、改正前の条例に基づき支給した給与は改正後に支給する給与のうち払いとするみなし規定でございます。

第4項は、附則、第2項を除くこの条例の施行に関しての規則への委任規定でございます。議案第6号につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第7号から議案第8号について、井原住民課長。

〔住民課長井原有一君登壇〕

○住民課長（井原有一君） それでは、議案第7号 利根町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもございますとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードを用いて、コンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を交付するサービスを実施するに当たり、印鑑条例の一部を改正したいので提案するものでございます。

なお、交付サービスの実施時期につきましては、平成28年10月1日を予定してございます。

それでは、参考資料の新旧対照によりご説明いたします。

まず、13条の見出し、「印鑑登録証明書の交付申請」を「印鑑登録証明書の交付等」に改めるものでございます。これにつきましては、現在、窓口で印鑑登録証明書の交付を申請しておりますが、コンビニエンスストア等では、申請することなく印鑑登録証明書の交付を受けることができるため、交付申請を交付等に改めるものでございます。

次に、13条の次に13の2を加えるものでございます。これにつきましては、第13条は、印鑑登録者またはその代理人は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて印鑑登録証明書の交付を申請することができるようになっており、窓口で交付するための手順の説明となっております。そこで、個人番号カードを取得された方で印鑑登録をされている場合は、個人番号カードを用いてコンビニエンスストア等の多機能端末機から印鑑登録証明書の交付が受けられることとするため、13条の2の条文を加えるものでございます。

ここで1点説明を加えさせていただきますと、印鑑登録証明書をコンビニエンスで交付する場合は、個人番号カードのみで交付可能となっております。窓口で印鑑登録証明書を希望される方は、印鑑登録証の掲示が必要になりますので、今まで同様に必ず印鑑登録証を窓口までご持参いただけるよう周知させていきたいと考えております。

最後に、附則の施行日でございますが、先ほど申し上げましたが、平成28年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもございまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードを用いてコンビニエンスストア等で住民票及び印鑑登録証明書を交付する際の手数料を徴収するため、手数料条例の一部を改正したいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

まず、第2条第20号に、後段として加えられるものでございます。これにつきましては、現在窓口で交付する場合、住民票の写しにかかる手数料1件につき個人300円、世帯全員300円となっております。ただし書きで、多機能端末機による交付の場合は、1件につき個人200円、世帯全員200円とするものでございます。

次に、第2条第27号に後段として加えるものでございます。これにつきましては、現在、窓口で交付する場合、印鑑に関する証明手数料1件につき300円となっております。ただし書きで、多機能端末機による交付の場合は、1件につき200円とするものでございます。窓口での手数料300円と、コンビニエンスストア等の多機能端末により交付する際の手数料200円とするものでございます。窓口の手数料よりコンビニエンスストア等の手数料が100円安くなりますが、これは既存システムの改修費の対象経費に対し2分の1の特別交付税措置があり、当初、3年間運営費につきましても措置の対象になること、また、住民票の写しや印鑑登録証明書の性質上、広域性を踏まえまして、近隣市町との均衡を考慮し、住民の利便性の向上を図るものでございます。

次に、第6条に後段として加えるものでございます。これにつきましては、第6条は、手数料の免除規定で第1号から第6号までありまして、住民の方が証明書をお求めの際に、手数料の免除の申し出があった場合、窓口で該当者であることを確認した上で、手数料を

免除して交付しております。しかし、コンビニエンスストアでの多機能端末機では、発行された証明書に対して免除の対象者であることの確認ができません。そのため、手数料を免除して交付することができないというものでございます。対象者で手数料の免除を希望される方は、今後も窓口での利用を促すものでございます。

最後に、施行日でございますが、平成28年10月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（井原正光君） 議案第2号から議案第8号までの説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第8号までの7件については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月14日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第11、議案第9号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第5号）から日程第15、議案第13号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。それでは、日程第11、議案第9号から日程15、議案第13号までの5件を一括議題といたします。

補足して説明を求めます。

まず議案第9号について、清水企画財政課長。

〔企画財政課長清水一男君登壇〕

○企画財政課長（清水一男君） それでは、議案第9号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第2表継続費の補正で、款2総務費、項2徴税費、事業名が平成30年度固定資産税評価替えに伴う土地評価資料作成業務委託で、契約による事業費の確定により、総額を60万2,000円減額して、1,231万3,000円とするものでございます。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、事業名が農業振興地域整備計画作成委託で、契約による事業費の確定により、総額を48万5,000円減額して680万5,000円とするものでございます。年度ごとの年割額につきましては記載のとおりでございます。

第3表繰越明許費の補正でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名がふれ愛タクシー運行事業、シティプロモーション事業、定住促進事業の三つの事業につきましては、平成27年度国の補正予算に伴うもので、地方版総合戦略の取り組みに対して加速化を

図るため交付される地方創生加速化交付金の事業として、平成28年度事業を平成27年度に前倒しで実施するため計上したものでございます。

なお、この三つの事業につきましては、2月に実施計画を申請しておりまして、3月下旬に採択を受けた場合に実施するものでございます。

次に、電子自治体推進事業につきましては、昨年発生した日本年金機構の外部からの不正アクセスによる個人情報流出事件など、近年インターネットメールを利用した標的型攻撃メールなどにより個人情報が流出する事件が多発していること、またマイナンバー制度の本格的な施行を控え、国が示した情報セキュリティ対策の抜本的強化を講じるための事業でございます。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、事業名が臨時福祉給付金等給付事業につきましては、国の補正予算によるもので、平成28年度中に65歳以上となる非課税である者に臨時的に給付金を支給する事業でございます。

次に、款5 農林水産業費、項1 農業費、事業名が利根北部地区基盤整備事業につきましては、国県の補正予算により事業費が増額となったことによるものでございます。

次に、款7 土木費、項4 都市計画費、事業名が上曾根運動公園整備事業につきましては、押付本田地区の開発行為変更設計業務を行うものでございます。

次に、款9 教育費、項2 小学校費、事業名が小学校建設事業につきましては、国の補正予算により学校施設環境改善交付金の決定があったことから、布川小学校大規模改造工事の2期工事となる内装及びトイレの改修部分の事業費を計上したものでございます。

次に、項3 中学校費、事業名が中学校建設事業につきましては、国の補正予算により学校施設環境改善交付金の決定があったことから、利根中学校大規模改造工事の2期工事となる内装及びトイレの改修部分の事業費を計上したものでございます。

以上、九つの事業が平成27年度内に完了しないために繰越明許費とするものでございます。また、それぞれの事業費は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表債務負担行為の補正でございます。コンビニ設置用自動体外式除細動器賃貸借が契約により事業費が確定したことから、限度額を14万8,000円減額して73万4,000円に変更するものでございます。

次に、第5表、地方債の補正でございます。起債の目的が、利根北部地区基盤整備事業債は、国の補正予算により、平成27年度利根北部地区基盤整備事業の事業費が増額されたことにより、限度額を1,820万円増額して7,590万円とするものでございます。

次に、小学校大規模改造事業債は、主な理由としましては、繰越明許費でご説明しました、小学校建設事業費から国庫補助金分を差し引いた事業費に対する起債額を見込んだことにより、限度額を1億5,420万円増額して3億80万円とするものでございます。

次に、中学校大規模改造事業債は、主な理由としましては、繰越明許費でご説明しまし

た、中学校建設事業費から国庫補助金を差し引いた事業費に対する起債額を見込んだことにより、限度額を1億2,870万円増額して2億5,630万円とするものでございます。

次に、防災対策推進学校施設環境改善交付金事業債は、文、布川小学校の屋内運動場及び利根中学校の屋内運動場と武道場の天井落下防止工事の事業費が確定しましたことから、限度額を2,300万円減額して1億610万円とするものでございます。

なお、全ての事業債の起債方法、利率及び償還方法は記載のとおりでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。款9 地方交付税、目1 地方交付税で358万6,000円の増額は、普通交付税の再算定があり、追加交付が決定されたことによるものでございます。

款11 分担金及び負担金、目1 民生費負担金の16万円の減額は、子ども・子育て新制度により、緊急保育サービス事業が一時預かり事業に移行したため減額するものでございます。

款13 国庫支出金、目1 民生費国庫負担金は644万5,000円の減額でございます。その内訳として、節1 社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費の利用者の増によるものでございます。次に、節2 児童福祉費負担金は、保育所運営費負担金と施設型給付費負担金は、保育単価の改定によるものと、地域型保育給付費負担金は、対象児童数の減によるものでございます。次に、節3 国民健康保険事業費負担金は、平成27年度の交付決定に伴うもので、負担率の拡充により増額となったものでございます。次に、節4 の児童手当負担金は、児童手当支給対象者の減少によるものでございます。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は1,896万1,000円の増額でございます。その内訳として、節1 総務管理費補助金は、社会資本整備総合交付金の空き家活用促進助成分と定住促進助成分で助成件数の減によるものと、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金は、国の補正予算によるもので、昨年日本年金機構の外部からの不正アクセスによる個人情報流出事件を受けて、マイナンバー制度の施行を控え、情報セキュリティ対策を講じるため、人口に応じて交付される補助金を計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。節2 と節5 の個人番号カード交付にかかる事業費及び事務費補助金と節6 の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、補助事業の助成額の決定によるものでございます。節7 の地方創生加速化交付金は、繰越明許費で説明しましたが、平成27年度国の補正予算に伴うもので、地方版総合戦略の取り組みに対して加速化を図るため交付されるもので、2月に実施計画を申請しておりまして、採択を受けた事業に当てるため交付されるものでございます。

目2 民生費国庫補助金は、5,285万8,000円の増額でございます。その内訳として、節2 児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金で、延長保育促進事業費補助金の補助基準額の改定による事業費の減によるものでございます。次に、節3 臨時福祉給付金給付事業補助金と節4 子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金は、事業費の確定によるものでございます。次に、節5 の臨時福祉給付金等給付事業補助金は、国の補正予算によるもの

で、平成28年度中に65歳以上となる非課税である者に臨時的に給付金を支給する事業費を計上したものでございます。

目3 衛生費国庫補助金の14万1,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の生ごみ処理機助成分で、補助件数の確定によるものでございます。

目4 土木費国庫補助金の23万9,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の防災安全交付金で、橋梁補修設計業務委託の事業費の確定によるものでございます。

目5 教育費国庫補助金は、1億7,832万5,000円の増額でございます。内訳として節2 小学校費補助金の増額は、国の補正予算により布川小学校の大規模改造工事の2期工事となる内装及びトイレの改修分の事業に充てるため交付されるものでございます。次に、節3 中学校費補助金は、利根中学校の大規模改造工事の2期工事となる内装及びトイレの改修部分の事業に充てるため交付されるものでございます。

次のページをお願いいたします。款14県支出金、目1 民生費県負担金は、502万6,000円の増額でございます。その内訳として、節1 社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費の利用者の増によるものでございます。次に、節2 国民健康保険事業費負担金で、平成27年度の交付決定に伴うもので、負担率の拡充により増額となったものでございます。次に、節4 児童福祉費負担金は、保育所運営費負担金と施設型給付費負担金は、保育単価の改定によるものと、施設型保育給付費負担金は対象児童数の減によるものでございます。節5 児童手当負担金で、児童手当支給対象者の減少によるものでございます。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金の8万3,000円の増額は、市町村事務処理交付金で、平成27年度の交付決定によるものでございます。

目2 民生費県補助金は169万9,000円の増額でございます。その内訳として、子ども・子育て支援交付金の減額は、延長保育促進事業費補助金で、補助基準額の改定による事業費の減によるものと、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金の増額は、子ども・子育て支援新制度に伴い、教育標準時間1号認定子どもにかかる施設型給付について、幼稚園にかかる現在の国と地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑に移行するため新たに創設された補助金を見込んだものでございます。

目3 衛生費県補助金の120万6,000円の減額は、浄化槽設置整備事業費補助金の補助件数の減によるものでございます。

目4、農林水産業費県補助金は10万4,000円の増額でございます。内訳として節3 水田農業対策費補助金の増額は、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金が追加交付されたことによるものでございます。次に、節4 農地費補助金の減額は、多面的機能支払交付金の事業費の確定によるものでございます。

目6 土木費県補助金は、86万1,000円の増額でございます。内訳として、節1の住宅費補助金の減額は、被災住宅復興支援利子補給金の確定によるものでございます。次に、節3の都市計画基礎調査交付金は、都市計画基礎調査業務委託の事業費の確定によるものでござ

ございます。

項3 県委託金、目1 総務費県委託金の151万3,000円の減額は、商業統計調査を含む三つの統計調査の事業費の確定によるものでございます。

目3 教育費県委託金の3万円の減額は、学力向上推進事業費の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款15財産収入、目2 利子及び配当金の9万5,000円の増額は、説明欄にあります二つの基金の運用による基金利子を計上したものでございます。

款16寄附金、目2 総務費寄附金の40万円の増額は、がんばる利根町応援寄附金で、8件の寄附があったことから計上したものでございます。

款17繰入金、目1 財政調整基金繰入金の4,478万6,000円の増額は、今回の補正予算の事業費に充てるため繰り入れをするものでございます。

目3 利根町公共公益施設維持整備基金繰入金の333万2,000円の減額は、町道1278号線、町道2706号線などの事業費の確定によるものでございます。

目6 茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金の78万円の減額は、周辺整備事業費の確定によるものでございます。

項2 特別会計繰入金、目2 介護保険特別会計繰入金の216万5,000円の減額は、介護保険特別会計の歳入となる介護保険低所得者保険料軽減負担金を、平成26年度精算による一般会計への繰入金に含まれていたことから減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

款19諸収入、目1 貸付金元利収入の112万9,000円の増額は、災害援護資金貸付金元利収入で、東日本大震災分の繰り上げ償還があったことによるものでございます。

項5 雑入、目3 雑入は71万3,000円の増額でございます。内訳として、節4、消防団員退職補償金の減額は、退職団員が少なかったことに伴うものでございます。次に、節5 雑入の増額は、オータムジャンボ宝くじ収益金にかかる市町村交付金の決定によるものと、宝くじの広報掲載料等交付金の確定によるものでございます。

款20町債、目3 農林水産業債の1,820万円の増額は、利根北部地区基盤整備事業費の増額によるものでございます。

目6 教育債は、2億5,990万円の増額でございます。内訳として、小学校大規模改造事業債の増額の主な理由としましては、繰越明許費でご説明しました小学校建設事業費から国庫補助金を差し引いた事業費に対する起債額を見込んだことによるものでございます。次に、中学校大規模改造事業債の増額の主な理由としましては、繰越明許費でご説明しました中学校建設事業費から国庫補助金を差し引いた事業費に対する起債額を見込んだことによるものでございます。次に、防災対策推進学校施設環境改善交付金事業債で、文、布川小学校の屋内運動場天井落下防止工事及び利根中学校屋内運動場及び武道場の天井落下防

止工事の事業費の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、歳出の補正につきましては、一部国の補正予算による新たな事業費の計上もございますが、ほとんどの増減につきましては、今年度末までの事業費の確定分または確定など見込まれるものにつきまして補正するものでございます。

なお、説明におきましては、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費の人件費につきましては、利根町職員の給与に関する条例等の一部改正に伴うものと地域手当の見直し及び勧奨退職に伴う退職手当負担金の増額、時間外勤務手当の減額などによるものでございますので、それ以外のものにつきましてご説明いたします。

款1議会費は、94万円の減額となっております。減額の主な理由は、議会活動費で印刷製本費及び議会会議録反訳委託の契約差金によるものでございます。

次のページをお願いいたします。款2総務費、目1一般管理費は3,326万4,000円の増額でございます。主な理由としましては、職員給与費で勧奨退職に伴う退職手当負担金の増額となっております。また、庶務事務費及び救命救急機器導入事業の減額につきましては、それぞれ契約差金によるものでございます。

目2秘書広聴費の54万円の減額は、特別職事務費で、次のページになりますが、節1報酬で、専門委員として1人分計上していましたが、専門委員の委嘱をお願いする事業がないため減額するものでございます。目4会計管理費の15万7,000円の減額は、出納事務費でOCRシステム賃借料と決算事務費の決算書の印刷製本費で、契約差金によるものでございます。

目5財産管理費の794万3,000円の減額は、庁舎管理、町有財産管理、共用備品管理事業で、主な理由としましては、各事業での委託料と備品購入費の契約差金によるものでございます。

次のページをお願いします。

目6企画費は、1,603万7,000円の増額でございます。これはふれ愛タクシー運行事業とシティプロモーション事業で、次のページまでになりますが、いずれも歳入で説明しました国の平成27年度補正予算による地方創生加速化交付金事業として、平成28年度事業を平成27年度事業に前倒しで行うため計上したものでございます。

目7まちづくり推進事業費は、238万9,000円の減額でございます。内訳として、空き家活用促進事業の減額は、空き家活用事業の奨励金及び助成金の事業費の確定によるものでございます。次に、定住促進事業の増額につきましては、歳入で説明しました地方創生加速化交付金の事業でございます。

次のページをお願いいたします。目9行政事務改善費は、2,938万1,000円の増額でございます。この主なものは、情報セキュリティ強化対策業務委託で、これは昨年発生した日本年金機構の外部からの不正アクセスによる個人情報流出事件など、近年、インターネッ

トメールを利用した標的型攻撃メールなどによりウイルス感染し、個人情報流出する事件が多発していること、また、マイナンバー制度の本格的な施行を控え、国が示した情報セキュリティ対策の抜本的強化を講じるための経費でございます。

主な内容としましては、町が二つの対策を講じるものでございます。まず一つ目として、主に窓口業務で、マイナンバーを利用しているパソコン端末からUSBメモリーなどの媒体を使って情報を持ち出しできないようにシステムを導入し、対策を講じること。二つ目としてL G W A N環境にあるパソコンをインターネット環境から完全に分離するものでございます。この対策は、現在、職員が使用しているパソコンは、L G W A Nと呼ばれる行政専用のネットワーク環境に接続されており、国、県、または市町村とのメールのやりとりなどを行っております。

しかし、現在このパソコンは、住民、企業とのメールのやりとりや情報収集などのためにインターネット接続が可能な環境になっており、外部からのウイルス感染のリスクがあります。このことから、職員が使っているL G W A N接続系のパソコンをインターネット接続から完全に分離するための対策を講じるものでございます。

目10諸費の128万5,000円の減額は、町制施行60周年記念事業が確定したことによるものでございます。

1 ページを飛びまして、23ページをお願いいたします。

項2 徴税費、目2 賦課徴収費の13万2,000円の減額は、固定資産税の土地評価資料作成業務委託で契約差金によるものでございます。

項3 戸籍住民登録費、目1 戸籍住民登録費は239万5,000円の増額でございます。内訳として、住民登録費の減額は、委託料と次のページにいきまして使用料及び賃借料で、いずれも契約差金によるものでございます。次に、個人番号カード交付事業の増額は、通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金で、国庫補助金である社会保障・税番号制度システム整備補助金が増額決定されたことにより、その補助金を地方公共団体情報システム機構へ支払うため計上したものでございます。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費の28万円の減額は、選挙総務費で事業費の確定によるものでございます。

目2、町議会議員選挙費の204万3,000円の減額は、町議会議員選挙費で事業費の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。目3 農業委員選挙費の374万7,000円の減額は、農業委員会法の改正により選挙を行わなくなったことにより減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

項5 統計調査費、目2 諸統計調査費の187万9,000円の減額は、商業統計調査、国勢調査、次のページにいきまして、農林業センサスで事業費の確定によるものでございます。

款3 民生費、目1 社会福祉総務費は、6,371万5,000円の増額でございます。内訳として、

主なものは、次のページになりますが、地域福祉計画事業の減額で、委託料で契約差金によるものでございます。次に、障害福祉サービス事業の増額は、扶助費で、自立支援給付費の利用者の増によるものでございます。

次のページをお願いします。臨時福祉給付金等給付事業の増額は、国の補正予算により、平成28年度中に65歳以上となる非課税であるものに臨時的に給付金を支給する事業でありまして、その事務費と事業費が全額補助されるものでございます。

次のページをお願いします。

目5医療総務費の2,780万4,000円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金で、事業勘定への繰出金を増額するもので、保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。

目6医療福祉費の96万6,000円の増額は、扶助費で重度医療給付費の医療費の伸びによるものでございます。

次のページをお願いします。

目8介護保険費の64万3,000円の増額は、介護保険特別会計への繰出金で、保険給付費などの増額に伴う町負担分を繰り出すものでございます。

目10保健福祉センター費は、補正額はございませんが、保健福祉センター運営事業の減額につきましては、臨時職員の勤務時間により社会保険料を支出しなかったことによるものでございます。

目11後期高齢者医療費の33万6,000円の減額は、次のページになりますが、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金で、広域連合への納付金の確定によるものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の66万9,000円の減額は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の確定によるものと、子ども・子育て支援事業の臨時職員の勤務日数の減によるものでございます。

目2児童措置費は5,615万9,000円の減額でございます。内訳としまして、保育所委託料支給事業の増額は、主に、保育料単価の改定によるものでございます。

次に、保育所補助金事業の減額は、次のページになりますが、延長保育促進事業費補助金で、補助基準額の改定によるものでございます。次に、児童手当交付事業、施設型給付費支給事業、地域型保育給付費支給事業の減額は、主な理由としましては、対象児童が少なかったことによるものでございます。

次のページをお願いします。

目2予防費の585万6,000円の減額は、予防接種事業で、予防接種人数の減によるものでございます。

目4環境衛生費の127万5,000円の減額は、環境衛生事業、霞ヶ浦対策事業、高度処理型浄化槽設置整備事業で全て事業費が確定したことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費の551万8,000円の減額は、清掃事業で塵芥収集運搬事業の

運搬業務の事業費が確定したことによるものでございます。

目3 廃棄物減量推進費の250万4,000円の減額は、廃棄物減量推進事業で、資源回収運搬業務の事業費が確定したことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、目3 農業振興費の24万7,000円の減額は、農業振興地域整備計画策定事業で、次のページになりますが、契約差金によるものでございます。

目4 水田農業対策費の30万円の増額は、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金で、県補助金が追加交付されたことによるものでございます。

目5 農地費は、1,273万3,000円の増額でございます。内訳として、利根北部地区基盤整備事業の増額は、国、県の補正により事業費が増額されたことによるものでございます。次の利根西部地区基盤整備事業と多面的機能支払交付金事業の減額は、事業費が確定したことによるものでございます。

次のページをお願いします。

款6 商工費、目2 商工振興費の17万4,000円の増額は、中小企業事業資金信用保証料補給金で件数の増加によるものでございます。

款7 土木費、目1 道路橋梁総務費の31万5,000円の増額は、人件費により増額となるものですが、次のページになります。道路橋梁関係共通費と道路台帳整備事業の減額は、どちらも契約差金によるものでございます。

目2 道路維持費の609万円の減額は、道路維持工事事業と次の町道除草工事事業で、委託料の設計業務委託や工事請負費の道路修繕工事及び道路除草工事の事業費が確定したことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。次の利根浄化センター周辺生活環境施設整備事業の減額は、設計業務委託の契約差金によるものでございます。

目3 都市再生整備計画費の501万6,000円の減額は、都市再生整備計画事業で、測量業務委託、道路修繕工事、次のページにいきまして、道路用地購入など事業費の確定によるものでございます。

項4 都市計画費、目1 都市計画総務費の409万3,000円の減額は、都市計画調査業務委託、次のページにいきまして、被災住宅復興支援利子補給金の事業費が確定したことによるものでございます。

目2 公園費の135万2,000円の減額は、公園事務事業及び上曽根運動公園整備事業の事業費の確定によるものでございます。

目3 下水道費の23万円の減額は、公共下水道事業費の確定により、一般会計からの公共下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

款8 消防費、目2 非常備消防費の185万6,000円の減額は、消防団費で、退職団員が少なかったことによるものと、次のページにいきまして、操法運営費で、操法訓練における出

動団員が少なかったことによるものでございます。

目 3 消防施設費の155万8,000円の減額は、消防施設維持管理費で、ホース購入と消火栓設置工事の事業費が確定したことによるものでございます。

目 4 水防費の55万4,000円の減額は、水防出動費で河川増水による水防出動が少なかったことによるものでございます。

目 5 防災費の43万8,000円の減額は、防災施設費で委託料の契約差金によるものでございます。

款 9 教育費、目 1 教育委員会費の57万8,000円の減額は、教育委員報酬の委員不在等によるものと、次のページにいきまして、業務委託の契約差金によるものでございます。

目 2 事務局費の71万円の増額は人件費によるものでございます。

目 3 語学指導事業費の43万2,000円の減額は、外国語指導業務委託の契約差金によるものでございます。

次のページをお願いいたします。目 4 教育研究指導費の24万4,000円の減額は、学校行事送迎バス運行業務委託及び学びの広場サポーター謝礼で、事業費の確定によるものでございます。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費の2,228万3,000円の減額は、主に、小学校施設維持補修事業で、次のページにいきまして、文、布川小学校の屋内運動場天井落下防止工事、天井落下防止の工事監理業務委託及び工事請負費と文間小学校のプールろ過装置交換工事の事業費の確定によるものでございます。

目 3 学校給食費の22万7,000円の減額は、給食室厨房機器点検業務委託の契約差金によるものでございます。

目 5 学校建設費は、3億191万2,000円の増額でございます。内訳としまして、小学校建設事業で、委託料の減額については、文、文間小学校の空調設備工事と布川小学校大規模改造の1期工事の監理業務委託、次のページにいきまして、文間小学校屋内運動場大規模改造工事設計業務委託の契約差金によるものと、工事請負費の増額につきましては、文、文間小学校の空調工事と布川小学校大規模工事の1期工事の事業費の確定により減額となっておりますけれども、国の補正予算により、今回、布川小学校の大規模改造工事の2期工事となる内装及びトイレ改修部分の事業費を計上したことによるものでございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費の8万6,000円の増額は、人件費によるものでございます。

次のページをお願いいたします。目 2 教育振興費の113万1,000円の減額は、要保護及び準要保護生徒就学援助費で、就学援助者の減によるものでございます。

目 3 学校給食費の10万8,000円の減額は、給食室厨房機器点検清掃業務委託の契約差金によるものでございます。

目 5 学校建設費の3億1,682万5,000円の増額は、中学校建設事業で、利根中学校大規模改造工事の1期工事の監理業務委託及び工事請負費の確定により減額となっておりますが、

今回、国の補正予算により、利根中学校の大規模改造工事の2期工事となる内装及びトイレの改修部分の事業費を計上したことによるものでございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費の128万9,000円の増額は、次のページになりますが、人件費によるものでございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費の98万円の減額は、主に利根町駅伝大会実行委員会補助金で、大会中止によるものでございます。

次のページをお願いいたします。款11諸支出金、目2 新利根川治水対策整備基金費と目3 茨城県利根浄化センター周辺生活環境整備基金費については、それぞれ基金利子を積み立てるものでございます。

目4 がんばる利根町応援基金費は、8件の寄附がありましたことから、基金に積み立てるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 暫時休憩をいたします。

午後零時19分休憩

午後1時30分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第10号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第10号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定からご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税で3,508万2,000円を減額するものでございます。これは、節1 医療給付費分及び節2 後期高齢者支援分、並びに節3 介護納付金分のそれぞれの現年課税分で、一般被保険者数の減と低所得者に対する保険税の軽減基準額の引き上げにより減収となりますので、減額となっております。

次に、款3 国庫支出金、目1 療養給付費等負担金で、5,514万円を減額し、次の目2 高額医療費共同事業負担金で96万1,000円を減額し、次の目3 特定健康診査等負担金でも7万3,000円を減額するものでございます。これは、それぞれ今年度の交付額の決定によるものでございます。

次に、目1 財政調整交付金で3,592万8,000円を増額するものでございます。これも今年度の交付額の決定によるものでございます。

次に、款4 療養給付費交付金、目1 療養給付費交付金で1,878万円を増額するものでございます。これも今年度の交付額の決定によるものでございます。

次に、款6 県支出金、目1 高額医療費共同事業負担金で96万1,000円を減額し、また、11

ページの目2 特定健康診査等負担金で7,000円を減額するものでございます。これもそれぞれ今年度の交付額の決定によるものでございます。

次に、同じ11ページで、款7 高額医療費共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金で、3,426万9,000円を減額し、また、目2 保険財政共同安定化事業交付金で4,696万3,000円を減額するものでございます。これも、それぞれ今年度の交付額の決定によるものでございます。

次に、款8 繰入金、目1 一般会計繰入金で2,747万2,000円を増額するものでございます。これも節1 保険基盤安定繰入金で、今年度の交付額の決定により2,617万6,000円増額し、節2 の職員給与費等繰入金で56万1,000円減額し、節4 財政安定化支援事業繰入金で、地方交付税の算定額により185万7,000円を増額するものでございます。

次に、目1 財政調整基金繰入金で9,113万6,000円を増額するものでございます。これは、歳出予算を補うための増額でございます。

次に、款10 諸収入、項2 雑入、目2 一般被保険者第三者納付金で41万7,000円の増額、目4 の一般被保険者返納金で195万3,000円の増額をするものです。これは、収入済額の実績でございます。

また、目6 雑入で、超高額医療費共同事業交付金で1,151万6,000円の増額です。これは、国保連合会が行う高額医療費共同事業制度において、交付金の額が拠出金の額に満たない保険者に対し、その差額分相当額が交付されたものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございますが、12ページをお願いいたします。

款1 総務費、目1 一般管理費で56万1,000円の減額をするものでございます。これは主に委託料及び賃借料の契約差金の減によるものでございます。

次に、款2 保険給付費、目1 一般被保険者療養給付費で2,500万円の増額でございます。これは、療養給付費の伸びによるものでございます。

次に、13ページの目2 退職被保険者等療養給付費は、財源内訳の変更でございます。

次に、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費で1,000万円の増額でございます。これも高額療養費の伸びによるものでございます。

次に、款7 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金で384万2,000円の減額で、次の目4 保険財政共同安定化事業拠出金で1,343万8,000円の減額でございます。これはそれぞれ今年度の拠出金の額の決定によるものでございます。

次に、款8 保健事業費、目1 特定健康診査等事業費で341万3,000円の減額でございます。これは、主に節13 委託料における特定健康診査等業務委託の一部内容の変更に伴う契約差金でございます。事業勘定の説明は以上でございます。

続きまして、施設勘定の補正予算についてご説明申し上げます。21ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款4繰入金、目1財政調整基金繰入金で77万6,000円を増額するもので、これは最初の人件費の増額によるものです。

次に、歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費で77万6,000円を増額するものでございます。これは、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、人件費の増額によるものです。施設勘定の説明は以上です。

これで議案第10号の説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第11号について、鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、議案第11号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明をいたします。

4ページをお願いいたします。初めに、繰越明許費でございますが、款1下水道費、項1下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で169万2,000円を繰り越すものでございます。これにつきましては、県の浄化センター内の建設工事に伴います町の負担金でございます。県の事業が年度内に完了することができないことに伴いまして繰り越しをするものでございます。

続きまして、次のページの地方債補正でございますが、今回の補正に合わせまして、限度額を320万から340万円を増額するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。款2使用料及び手数料、目1下水道使用料で222万6,000円の減額でございます。これにつきましては、人口の減及び節水トイレ等の普及等に伴いまして、有収水量が減少したことにより減額でございます。

続きまして、款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金で23万円の減額となっております。これにつきましては、今回の補正で、歳入の増額分と歳出の減額分を減額補正するものでございます。

続きまして、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で1,019万4,000円の減額でございます。これにつきましては、歳出の減額補正に伴います財源調整分の減額でございます。

続きまして、款6諸収入、目1雑入で5万円の増額でございます。これにつきましては、排水設備接続申請に伴います罰則金でございます。

続きまして、款7町債、目1下水道債で20万円の増額でございます。これは、霞ヶ浦常南流域下水道建設に伴います負担金の確定による増額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。歳出でございます。款1下水道費、目1公共下水道建設事業費で45万8,000円の増額でございます。内訳でございますが、給料で1万3,000円、給与改定に伴うものでございます。節3職員手当で20万7,000円の増となっております。これは、制度改正によるものでございます。また、節4共済費で10万9,000円の減額となっております。これにつきましては、共済負担金の確定によるものでございます。

続きまして、節19負・補・交で34万7,000円の増額でございます。これは、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の本年度事業費が確定したことにより増額でございます。

続きまして、目2公共下水道維持管理費で1,278万1,000円の減額でございます。内訳でございますが、節1給料で1万3,000円、節3職員手当で9万3,000円の増、節4共済費で4万5,000円の減となっております。

続きまして、節15工事費で23万円の減で、これにつきましては、工事費の確定による減額でございます。また、節19負・補・交で1,261万2,000円の減額で、これにつきましては、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金で、汚水、流入汚水量の確定により負担額が確定したことによる減額でございます。

続きまして、款2公債費、目2利子で7万7,000円の減額となっております。これは、節23償還金・利子及び割引料で、公共下水道債の確定による減額でございます。以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第12号について、石塚福祉課長。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第12号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明いたします。

今回の補正は、主に介護サービスの伸びによる保険給付費の増額、1月に開始しました新規事業の支出見込、見直しによる地域支援事業費の減額に伴うものでございます。

5ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、款1介護保険料の目1第1号被保険者保険料で、第6期計画に基づき改定しました保険料の増によるもので、年度内調定額を変更したことから1,700万円を増額補正するものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金で240万円の増額でございますが、保険給付の増額によるもので、次の項2国庫補助金の補正額計118万4,000円の減は、地域支援事業費の減額によるもので、いずれも負担割合に応じた国分のものでございます。

款4支払基金交付金、こちらは第2号被保険者負担分でございますが、保険給付費の増額並びに地域支援事業費の減額によるもので、合計しまして193万2,000円の増でございます。

6ページをお願いいたします。款5県支出金、項1県負担金150万円の増は、保険給付費の増額、次の項3県補助金の補正額計59万2,000円の減は、地域支援事業費の減額によるもので、いずれも負担割合に応じた県分の補正でございます。

款6、項1一般会計繰入金で、補正額計の64万3,000円の増額でございますが、まず、目1介護給付費繰入金150万円につきましては、保険給付費の一般会計の負担割合12.5%分の増額で、目2の一般会計繰入金26万5,000円の減につきましては、事務費の増額、並びに低所得者保険料軽減負担金の確定による減額で、目3から目6につきましては、地域支援事業費の変更によるものでございます。合わせて、地域支援事業費の分は59万2,000円の減と

なっております。

項2 基金繰入金は、1,201万5,000円の減でございますが、これは、これまで第1号被保険者の保険料不足を想定して計上してきたものでございますが、今回、保険料の増額補正により繰り入れ不要となるため減額するものでございます。

次、7ページをお願いいたします。歳出でございますが、款1 総務費、項1 総務管理費で17万3,000円の増でございますが、これは、介護保険制度改正に伴う事務処理システムプログラム改修業務の委託料でございます。

款2 保険給付費につきましては、項1 介護サービス等諸費460万円の増、それから、項2 介護予防サービス等諸費、8ページになりますが、補正額計のところの300万円の増、続いて、項6 特定入所者介護サービス等費の440万円の増額、以上合わせまして1,200万円になりますが、これは、介護サービス給付費全体の伸びによる増額でございます。

次に、款3 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、9ページの下になりますが、140万4,000円の減は、ことし1月から一般介護予防事業を開始したことで不要となる介護予防事業費を減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。項2 包括的支援事業・任意事業、目1 総務費の23万4,000円の増額でございますが、これは、職員給与改定によるものでございます。

項3 介護予防・生活支援サービス事業費の補正額計369万円の減額と、11ページの項5 その他諸費の8,000円の減でございますが、これは、新たな総合事業開始以降、対象者の見直しを行いまして、利用者の見込み数を減らしたことによるものでございます。

款5 基金積立金、目1 介護給付費基金積立金454万4,000円の増でございますが、これは、第1号被保険者保険料の増額にかかる剰余金を介護給付費準備基金として積み立てするものでございます。

款6 諸支出金の目1 一般会計繰出金216万5,000円の減でございますが、こちらは、国と県から交付されました介護保険低額所得者保険料軽減負担金が一般会計のほうに入金されているところでございますが、介護保険料軽減分として介護保険特別会計に繰り入れをするため、一般会計繰出金総額から減じ、本会計に残るよう補正するものでございます。以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第13号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第13号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。4ページをお願いします。まず、款1 後期高齢者医療保険料、目1 後期高齢者医療保険料で440万円を増額するものでございます。これは、節2 普通

徴収現年度分において、被保険者数が当初見込みよりも増となったことにより保険料も増額となるものでございます。

次に、款3繰入金、目2事務費繰入金で49万5,000円を減額するものでございます。これは事務費繰入金で、今年度の広域連合共通経費負担金の決定などによる減額でございます。

次に、款5諸収入で、目1後期高齢者健診料で81万1,000円を減額するものです。これは、今年度の後期高齢者健康診査受診者数が確定しましたので、これに伴いましての減額でございます。

続きまして、歳出でございます。5ページをお願いします。

まず、款1総務費、目1一般管理費で130万6,000円を減額するものでございます。内訳としましては、節13委託料で104万6,000円の減額で、後期高齢者健診業務委託の受診者数が確定したことによるものでございます。また、節14材料及び賃借料で13万4,000円を減額するものでございます。これは後期高齢者医療制度関連のシステム使用料の契約額の差金でございます。また、節19負・補・交で12万6,000円の減額でございます。これは、後期高齢者医療共通経費負担金で、支出先であります広域連合の事務費にかかる負担金が決定したことによるものでございます。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金で440万円を増額するものでございます。これも節19負・補・交の後期高齢者医療広域連合納付金が、先ほどの歳入でもご説明しましたが、被保険者数の増によりまして保険料の増額が見込まれますので、それに伴い納付金の増額となるものでございます。

議案第13号の説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 議案第9号から議案第13号までの説明が終わりました。

お諮りします。

議案第9号から議案第13号までの5件については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、3月4日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程16、議案第14号 利根町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

補足説明を求めます。大越経済課長兼農業委員会事務局長。

〔経済課長兼農業委員会事務局長大越直樹君登壇〕

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、議案第14号 利根町農業委員会委員の任命について、補足してご説明申し上げます。

これは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるため、提案するものでございます。

利根町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、同意を求める。

- 1 住 所 利根町大字加納新田2360番地
氏 名 薄井近一氏
生年月日 昭和13年9月30日
- 2 住 所 利根町大字下井354番地
氏 名 宮本忠夫氏
生年月日 昭和24年11月24日
- 3 住 所 利根町大字大房220番地
氏 名 菊地一郎氏
生年月日 昭和34年1月2日
- 4 住 所 利根町大字布川1944番地 6
氏 名 杉野壽一氏
生年月日 昭和24年10月22日
- 5 住 所 利根町大字布川3266番地
氏 名 古谷正昭氏
生年月日 昭和39年1月13日
- 6 住 所 利根町大字布川2908番地 1
氏 名 高橋和子氏
生年月日 昭和25年11月25日
- 7 住 所 利根町大字羽中1035番地
氏 名 小倉美代子氏
生年月日 昭和22年1月28日
- 8 住 所 利根町大字立崎18番地
氏 名 高須久雄氏
生年月日 昭和24年11月22日

そのほか、略歴につきましては、参考資料をご参考いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第14号については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月14日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第17、議案第15号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選

任についてを議題とします。

補足説明を求めます。高野総務課長。

〔総務課長高野光司君登壇〕

○総務課長（高野光司君） それでは、議案第15号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご説明させていただきます。

今回、同意を求めております伊藤 壽氏が、平成28年3月16日付で任期満了となることから、引き続き委員をお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得るため提案するものであります。

- 1 住 所 利根町大字布川3355番地
- 2 氏 名 伊藤 壽氏
- 3 生年月日 昭和17年12月9日

以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第15号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月14日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第18、議案第16号 平成28年度利根町一般会計予算から日程第24、議案第22号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。それでは、日程第18、議案第16号から日程第24、議案第22号までの7件を一括議題とします。

補足説明を求めます。まず、議案第16号について、清水企画財政課長。

〔企画財政課長清水一男君登壇〕

○企画財政課長（清水一男君） それでは、議案第16号 平成28年度利根町一般会計予算について、補足してご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1町税につきましては、予算額12億7,565万1,000円で、前年度より675万3,000円の減となります。主な理由としましては、項1町民税で納税義務者の減少によるものと、項4たばこ税で売り上げ本数の減を見込んだものでございます。

次に、款2地方譲与税は、予算額7,900万円で、前年度より300万円の減となります。主な理由としましては、項1自動車重量譲与税は、平成27年度決算見込みにより増額を見込

み、項2 地方揮発油譲与税は、平成27年度の決算見込みにより減額を見込んだものでございます。

続いて、款3 の利子割交付金から、次のページになりますが、款6 の地方消費税交付金までは、県税の税収のうち、それぞれの交付基準により県から交付されるものでありますので、県税の予算額に応じて増減を見込んでございます。

まず、款3 の利子割交付金は、予算額200万円で前年度より100万円の減となります。

款4 配当割交付金は、予算額1,300万円で、前年度より100万円の減となります。

款5 株式等譲渡所得割交付金は、予算額が900万円で、前年度より300万円の増となります。

次のページにいきまして、款6 地方消費税交付金は、予算額が2億3,700万円で、前年度より1,700万円の増となります。

次に、款7 自動車取得税交付金は、予算額1,000万円で前年度と同額となっています。この理由としましては、平成27年度決算見込みと国が示す平成28年度地方財政計画の伸び率により同額を見込んだものでございます。

款8 地方特例交付金は、予算額800万円で前年度より100万円の減となります。この理由としましては、平成27年度の決算見込みと平成28年度地方財政計画の伸び率により減額を見込んだものでございます。

款9 地方交付税は、予算額16億6,000万円で、前年度より2,000万円の増となります。この内訳としましては、普通交付税は、平成28年度地方財政計画による伸び率とまち・ひと・しごと創生事業費を見込みまして2,000万円増の16億3,000万円を見込みました、また、特別交付税は、前年度と同額の3,000万円を見込んだものでございます。

款10交通安全対策特別交付金は、予算額175万円で、前年度より11万4,000円の減となります。こちらは、平成27年度決算見込みにより減額を見込んだものでございます。

款11分担金及び負担金は予算額4,452万7,000円で、前年度より10万5,000円の増となります。主な理由としましては、放課後児童健全育成事業費負担金で、児童数の増加により放課後児童保育徴収金の増を見込んだものでございます。

款12使用料及び手数料は予算額3,877万7,000円で、前年度より71万9,000円の減となります。主な理由としましては、項2 手数料で、平成27年度の実績により、住民登録関係手数料の減を見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。

款13国庫支出金は、予算額5億6,192万円で、前年度より1億8,050万7,000円の減となります。主な理由としましては、項1 国庫負担金の民生費負担金で、児童数の減少による児童手当負担金の減額と、項2 国庫補助金の教育費補助金で、布川小学校及び利根中学校大規模改造工事事業に伴う学校施設環境改善交付金の減額によるものでございます。

款14県支出金は、予算額3億4,634万1,000円で、前年度より734万3,000円の減となりま

す。主な理由としましては、項1 県負担金の民生費負担金で、児童数の減少による児童手当負担金の減額と総務費委託金で、事業終了による国勢調査委託金の減額によるものでございます。

款15財産収入は、予算額2,635万8,000円で、前年度より596万8,000円の増となります。主な理由としましては、項1 財産運用収入の財産貸し付け収入で、旧東文間小学校の財産貸し付け収入を見込んだものでございます。

款16寄附金は、一般寄附金とがんばる利根町応援寄附金のそれぞれ項目を計上したものでございます。

款17繰入金は、予算額6億1,135万円で、前年度より3,344万2,000円の減となります。主な理由としましては、項1 基金繰入金で、特定目的基金から各種事業の実施に充てるため、2億4,380万円の繰り入れを見込み、また、特定目的基金繰り入れ後の財源不足につきましては、財政調整基金から3億6,754万6,000円の繰り入れを見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

款18繰越金は、予算額1億円で前年度と同額を計上してございます。

款19諸収入は、予算額7,860万9,000円で、前年度より331万9,000円の減となります。主な理由としましては、項3 興農資金収入で、制度改正により、花卉優良種苗導入資金の減額によるものでございます。

款20町債は、予算額4億5,220万円で、前年度より6億9,320万円の減となります。主な理由としましては、小学校大規模改造事業債、中学校大規模改造事業債、防災対策推進学校施設環境改善交付金事業債の減によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明します。まず款1 議会費は、予算額9,231万4,000円で、843万2,000円の減となります。主な理由としましては、議員共済会負担金の負担率の改定によるものでございます。

款2 総務費は、予算額8億6,491万9,000円で、前年度より2,990万7,000円の増となります。主な理由としましては、新規事業の計上によるものでございます。その事業の主なものとしては、項1 総務管理費で、利根町固定資産台帳整理及び、公共施設等総合管理計画策定業務、地域おこし協力隊事業、項2 徴税費で固定資産税評価替えに伴う不動産鑑定委託業務、項3 戸籍住民登録費で、コンビニ証明書交付システムの導入委託、項4 選挙費で、参議院議員選挙などでございます。

款3 民生費は、予算額18億1,006万6,000円で、前年度より3,734万5,000円の増となります。主な理由としましては、項1 社会福祉費で、国の予算に基づく臨時福祉給付金給付事業、保健福祉センター改修工事設計業務委託などの新規事業の計上による増額と、国民健康保険特別会計繰出金の保険基盤安定負担金で負担率の拡充による増額と、後期高齢者医療特別会計繰出金で医療費の伸びによるものと、項2 児童福祉費で、保育所委託料支給事

業の保育単価の改定による増額でございます。

款4衛生費は、予算額4億9,262万4,000円で、前年度より3,069万4,000円の増になります。主な理由としましては、次のページをお願いいたします。項2清掃費で、龍ヶ崎地方塵芥処理組合負担金の長寿命化分担金の増額によるものでございます。

款5農林水産業費は、予算額2億8,239万3,000円で、前年度より4万2,000円の減になります。主な理由としましては、項1農業費で、機構集積協力金交付事業、がんばる農業者応援事業などの新規事業はありますが、花卉優良種苗導入資金貸付金の制度改正による減額と利根北部及び西部地区基盤整備事業の事業費の減額により、ほぼ同額の予算となっております。

次に、款6商工費は、予算額2,535万7,000円で、前年度より43万7,000円の増になります。主な理由としましては、項1商工費で、町内共通商品券販路拡大事業が、平成27年度は、平成26年度補正予算の繰越明許費により実施したことにより、昨年度当初予算からは増額になるものでございます。

款7土木費は、予算額5億2,060万6,000円で、前年度より1億1,844万4,000円の増となります。主な理由としましては、項2道路橋梁費で、道路維持工事事業、道路除草工事事業、都市再生整備計画事業の事業費の増額によるものでございます。

款8消防費は、予算額3億5,719万8,000円で、前年度より4,819万1,000円の増になります。主な理由としましては、水防センター建築工事、防災行政無線デジタル化実施設計業務委託の新規事業の計上によるものでございます。

款9教育費は、予算額7億3,424万円で、前年度より11億4,315万円の減となります。主な理由としましては、項2小学校費で、文、布川小学校屋内運動場天井落下防止工事、各小学校の空調設備工事、布川小学校大規模改造工事の終了によるものと、次のページになりますが、項3中学校費で、中学校屋内運動場及び武道場天井落下防止工事、中学校大規模改造工事の終了によるものでございます。

款10公債費は、予算額が3億7,044万4,000円で、前年度より126万円の増となります。主な理由としましては、ふるさと農道整備事業債、文間小大規模改造及び耐震補強事業債の償還終了により減額となりますが、平成24年度臨時財政対策債の償還開始により増額となるものでございます。

款11諸支出金は、予算額が32万4,000円で前年度より2万2,000円の増になります。主な理由としましては、基金の定期預金による運用の利息の増によるものでございます。

款12予備費は、前年度と同額の500万円を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。公用車リース事業、議長車再リースは、現在導入している普通自動車を再リースするものでございます。次の二つの公用車リース事業は、新たにハイブリッドの普通自動車をリースするものでございます。

次に、カラー印刷機スキャナー及びスキャナースタンド賃借料は、平成27年度導入しました印刷機にコピー機と同様にスキャナーを設置するものでございます。

次に、地域おこし協力隊活動用公用車リース事業は、新たに軽自動車をリースするものでございます。

次の健康管理システム機器賃借料は、システム更新を行うものでございます。

次の中学校教育用パソコン等機器賃借料は、教育用パソコンの更新を行うものでございます。

次の中学校印刷機賃借料は、新たに印刷機をリースするものでございます。

以上八つの債務負担行為の期間、限度額については記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表地方債でございます。臨時財政対策債については、平成28年度の国の地方財政計画などから限度額を2億300万円とするものです。

次に、災害援護資金貸付債は、資金貸し付け件数から限度額を420万円とするものです。

次に、文間小学校児童クラブ新築事業債は、限度額を1,330万円とするものです。

次に、利根北部地区基盤整備事業債は、限度額を5,540万円とするものです。

次に、社会資本整備総合交付金事業債は、都市再生整備計画事業に充てるもので、限度額を9,370万円とするものです。

次に、水防センター新築事業債は、限度額2,960万円とするものです。

次に、小学校大規模改造事業債は、文間小学校屋内運動場大規模改造工事に充てるもので、限度額を5,300万円とするものです。

以上七つの起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、議案第17号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第17号 平成28年度利根町国民健康保険特別会計予算につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定からご説明します。

平成28年度の歳入歳出の総額は、26億9,481万5,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと3,378万1,000円の減額で、率にしまして1.2%の減となっております。

まず、歳入でございますが、5ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税につきましては4億9,837万4,000円で、前年度と比較しますと、3,890万9,000円の減額でございます。これは低所得者に対する保険税の軽減判定の所得基準額が引き上げられたことと、被保険者数の減少を見込んだことによるものでございます。

次に、款2使用料及び手数料は、前年度と同額の20万5,000円を計上してございます。こ

れは主に督促手数料でございます。

次に、款3 国庫支出金につきましては、4億1,678万1,000円で、前年度と比較しますと4,037万9,000円の減でございます。これは項1 国庫負担金で療養給付費等負担金の減によるものでございます。

次に、款4 療養給付費交付金につきましては3,798万9,000円で、前年度と比較しますと2,824万9,000円の減でございます。これは、退職被保険者の保険給付費に対する交付金で、退職被保険者数の減によるものでございます。

次に、款5 前期高齢者交付金は8億2,404万2,000円で、前年度と比較しますと2,635万円の増額となっております。これは65歳から74歳までの前期高齢者の保険者間の負担の均衡を各保険者間の加入者数に応じて調整するため交付されるもので、前期高齢者加入者の増によるものでございます。

次に、款6 県支出金につきましては1億5,448万1,000円で、前年度と比較しますと3,623万2,000円の増となっております。これは、項2 県補助金の県調整交付金の増によるもので、保険財政共同安定化事業の財政負担額の増額を見込んだものでございます。

次に、款7 高額医療費共同事業交付金につきましては4億9,515万1,000円で、前年度と比較しますと2,088万2,000円の減額でございます。これは高額医療費共同事業交付金の交付対象経費を低く見込んだことによる減額でございます。

次に、6ページをお願いいたします。続きまして、款8 繰入金につきましては2億1,472万2,000円で、前年度と比較しますと3,228万9,000円の増額でございます。これは、項1 他会計繰入金で、一般会計からの繰入金で、前年度と比較し1,854万5,000円の増で、これは低所得者に対する軽減判定の所得基準額が引き上げられたことにより、保険基盤安定繰入金が増額となり、国からの一般会計の交付税措置の増額が見込まれるために、その分を繰り入れするものでございます。また、項2 基金繰入金で前年度と比較しまして1,374万4,000円の増でございます。これは、国からの療養給付費等負担金の増額が見込まれることが予想されたその分を財政調整基金において基金から繰り入れし、増額するものでございます。

次に、款9 繰越金につきましては、前年度と同額の5,000万1,000円の計上でございます。

次の款10 諸収入につきましては、306万9,000円で、前年度と比較しますと23万3,000円の減額でございます。これは滞納繰り越し分の減額が見込まれるためでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。款1 総務費につきましては6,036万4,000円で、前年度と比較しますと356万4,000円の増額でございます。これは、項1 の総務管理費で、職員の人件費の増によるものでございます。

次に、款2 保険給付費につきましては15億3,422万2,000円で、前年度と比較しますと、3,689万2,000円の減額でございます。これは、1人当たりの給付費が伸びているものの主

に退職被保険者数の減少によりまして、このうち療養給付費だけで前年度より2,956万5,000円の減額となっております。

次に、款3後期高齢者支援金等につきましては3億5,863万3,000円で、前年度と比較しますと670万5,000円の増額でございます。これは、後期高齢者医療制度全体の医療費が伸びており、加入者1人当たりの負担額の伸びを考慮したものでございます。

次に、款4前期高齢者納付金等は40万5,000円で、前年度と比較しますと6万1,000円の減額でございます。これは過去の実績により負担調整額の額を見込んだものでございます。

次に、款5老人保健拠出金は、前年度と同額の1万円3,000円の計上でございます。

次に、8ページをお願いします。款6介護納付金につきましては1億3,065万5,000円の計上で、前年度と比較しますと1,480万1,000円の減額でございます。これは第2号被保険者数の減少によるものでございます。

次に、款7共同事業拠出金につきましては5億4,939万8,000円で、前年度と比較しますと1,090万1,000円の増額でございます。これは、保険財政共同安定化事業にかかる拠出金の増でございます。過去の医療費実績を考慮しての増額でございます。

次に、款8保健事業費につきましては2,855万3,000円で、前年度と比較しますと217万9,000円の減額でございます。これは、項2特定健康診査等事業費の減でございます。昨年の当初予算において、積極的支援者と動機づけ支援者の保健指導、専門的な保健指導、医療機関の外部委託することで予算計上しましたが、実績は積極的支援のみを保健指導に外部委託しましたので、現在その事業を進めているところでございまして、28年度も27年度の実績のとおり積極的支援者の保健指導のみ外部委託をすることで、前年度の比較により減額となったところでございます。なお、動機づけ支援者への保健指導の方法は従来のとおりでございます。

次に、款9基金積立金につきましては、科目のみの計上となっております。

次に、款10諸支出金は、過去の実績を踏まえ、210万4,000円の計上でございます。

次に、款11予備費につきましては、3,046万7,000円で、前年度と比較しますと73万8,000円の減額でございます。これは、保険給付費の2%計上したものでございます。

事業勘定につきましては以上でございます。

続きまして、施設勘定についてご説明申し上げます。

35ページからとなります。38ページに記載のとおり、平成28年度の歳入歳出の総額は、1億1,310万4,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと479万3,000円の増額で、率にしまして、4.4%の増となっております。

それでは、1ページ前に戻っていただきまして、37ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。款1診療収入につきましては、8,540万2,000円の計上で、前年度と比較をしますと300万円の増額となっております。これは項1外来収入の増で、実績を勘案し、増額を見込んだものでございます。

次に、款2 介護サービス収入につきましては、前年度とほぼ同額の342万7,000円の計上でございます。これも実績を勘案して見込んだものでございます。

次に、款3 使用料及び手数料につきましては、前年度と同額の51万の計上でございます。これは、診療所使用料及び各種診断書の料金でございます。

次に、款4 繰入金につきましては、1,312万6,000円の計上で、前年度と比較しますと、117万7,000円の増額となっております。これは、項2の基金繰入金で財政調整基金からの繰入額の増によるものでございます。

次に、款5 繰越金につきましては、1,000円で科目のみの計上でございます。

次に、38ページをお願いします。

款6 諸収入につきましては1,063万8,000円の計上で、前年度と比較しますと、60万9,000円の増額となっております。これは、項2の雑入で、往診時の車代の増と個人予防接種料の増によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、同じ38ページでございます。款1 総務費につきましては、8,925万1,000円の計上で、前年度と比較しますと490万4,000円の増額でございます。この科目につきましては、人件費、施設運営費、維持管理費等の経費の計上でございます。増の主なものは人件費の増によるものでございます。

次に、款2 医業費につきましては2,285万2,000円の計上で、前年度と比較しますと11万1,000円の減額でございます。これは一部の医療用機械器具等の賃借料が安くなることによるものの減額でございます。

次に、款3 基金積立金につきましては、1,000円で科目のみの計上でございます。

次に、款4 予備費につきましては、前年度と同額の100万円の計上でございます。

39ページでございますけれども、債務負担行為、施設勘定で、国保診療所公用車賃借料としまして、期間が28年度から平成33年度までで限度額が2,340万円となっております。これで議案第17号の説明は以上となります。

○議長（井原正光君） 次に、議案第18号について、鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、議案第18号 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計予算につきまして、補足してご説明を申し上げます。

それでは、2ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明をいたします。

款1 分担金及び負担金で707万9,000円の予算の計上でございます。前年度と比較いたしまして、26万6,000円の増額でございます。これにつきましては、下水道維持管理負担金の増によるものでございます。

款2 使用料及び手数料で、1億7,607万6,000円の計上でございます。前年度と比較いたしまして235万2,000円の減額でございます。これにつきましては、下水道使用料の現年度

分で、過去3年間の実績によりまして算出をしたものでございまして、近年、節水型家電の普及で有収水量が減っていることにより減額となったものでございます。

続きまして、款3国庫支出金で2,000万円の計上となっております。前年度と比較いたしますと250万円の増額でございます。これにつきましては、下水道長寿命化計画事業によりまして、污水管渠布設替工事及び管更生事業等の補助事業費の増によるものでございます。

続きまして、款4繰入金につきましては、6,603万円の計上でございます。前年度と比較いたしまして690万4,000円の増額でございます。これにつきましては、補助事業費の増により下水道財政調整基金からの繰入額の増によるものでございます。

次に、款5繰越金につきましては100万円の計上で、前年度と同額の計上でございます。

続きまして、款6諸収入につきましては、科目のみの計上となっております。

次に、款7町債につきましては、1,340万円の計上で、前年度と比較いたしまして1,020万円の増額でございます。これは、県の霞ヶ浦常南流域下水道建設に伴う町負担分の増でございます。及び下水道污水管渠布設替工事及び、管更生工事等の補助事業費の増によるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1下水道費につきましては、1億9,601万2,000円の予算計上でございます。前年度と比較いたしまして2,213万1,000円の増額でございます。これは、項1下水道費で、污水管渠布設替工事及び更生工事等の事業費の増によるものでございます。

次に、款2公債費につきましては8,657万4,000円の計上となっております。前年度と比較いたしまして461万3,000円の減額でございます。これは公共下水道債の元金及び利子償還金の減によるものでございます。

次に、款3予備費につきましては、前年度と同額の100万円の計上となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表地方債でございます。起債の目的につきましては、公共下水道事業で1,000万円の限度額でございます。続きまして、流域下水道事業で340万円となっております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（井原正光君） 暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時50分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第19号について、蓮沼環境対策課長。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

○環境対策課長（蓮沼 均君） それでは、議案第19号 平成28年度利根町営霊園事業特

別会計予算につきまして、補足してご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

歳入歳出の予算総額は555万円の予算計上でございます。前年度と比較いたしますと、3万5,000円の増額となり、前年度とほぼ同額の予算計上でございます。

3 ページをお開き願います。それでは、歳入についてご説明いたします。

款1 使用料及び手数料につきましては479万8,000円の計上で、永代使用料と1,199区画の管理料でございます。

款2 繰入金につきまして75万1,000円の計上は、財政調整基金を取り崩して充当しております。

款3 繰越金につきましては、科目のみの計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

款1 霊園事業につきましては、545万円の計上で、主に委託料でございます。前年度とほぼ同額の計上でございます。

款2 予備費につきましては10万円の計上でございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第20号から議案第21号について、石塚福祉課長。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第20号 平成28年度利根町介護保険特別会計予算につきまして、補足してご説明いたします。

介護保険特別会計につきましては、介護保険事務、介護給付費及び地域支援事業費等の介護保険事業運営にかかる予算となります。歳入歳出それぞれ総額は14億151万7,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして4,942万2,000円の増額、率にいたしまして3.7%の増となっております。

2 ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、款1 介護保険料3億6,506万2,000円で、こちらは65歳以上の方の第1号被保険者の保険料となります。前年度当初予算と比較いたしまして1,664万8,000円の増で、対象者の増と6期計画による保険料改定によるものでございます。

款2 使用料及び手数料は、科目の計上でございます。

款3 国庫支出金2億6,393万4,000円は、前年度当初と比較しまして1,034万9,000円の増で、主な理由は、介護給付費の増加に伴うものでございます。負担割合につきましては、施設サービス給付費分が15%、その他居宅介護サービス給付費等につきましては20%となっております。

款4 支払基金交付金の予算額につきましては3億7,955万9,000円、前年度当初予算と比較いたしまして1,326万4,000円の増で、こちらは介護給付費の増加によるもので、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担相当分でございます。負担割合は28%となっております。

す。

款5 県支出金、予算額1億9,482万6,000円、前年度当初予算と比較しまして754万9,000円の増でございますが、こちらも同じく介護給付費の増額によるものでございます。負担割合につきましては、施設サービス給付費分が17.5%、その他居宅介護サービス給付費等につきましては12.5%となっております。

款6 繰入金は1億9,783万6,000円で、昨年度当初予算と比較しまして133万2,000円の増になります。内容は、項1 一般会計繰入金の1億9,195万7,000円は、前年度と比較しまして553万8,000円の増で、介護給付費の増加によるもので、繰り入れ割合は12.5%となっております。

3ページをお願いいたします。項2 基金繰入金587万9,000円は、前年度当初予算と比較し、420万6,000円の減となっております。これは介護給付費に充てる第1号被保険者の保険料が不足した場合、介護給付費準備基金から取り崩して繰り入れするもので、保険料収入見込みの増加により、前年度より基金繰入金が減ったことによるものでございます。

款7 繰越金及び款8 諸収入につきましては、科目の設定と雑入の計上によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、4ページをお願いいたします。

款1 総務費、予算額1,258万7,000円で、前年度当初と比較しまして149万1,000円の減でございます。減の主なものは、前年度作成しました第6期開始に伴う介護保険パンフレットの印刷製本費が、ことしは、ないということによるものでございます。

款2 保険給付費13億2,358万8,000円は、前年度当初予算と比較しまして2,431万円の増となります。これは介護サービス給付費の増加によるものが主な理由でございます。

款3 地域支援事業費は6,208万7,000円で、前年度当初予算と比較しまして2,660万3,000円の増でございます。これは、介護保険法の改正に基づき実施することになりました総合事業の経費の計上によるもので、その主なものは、保険給付費の一部を地域支援事業に移行したことによる増額でございます。

5ページでございますが、款4 財政安定化基金拠出金、款5 基金積立金につきましては、科目の計上となっております。

款6 諸支出金は、前年度と同額で還付金、返還金、繰出金の計上でございます。

款7 予備費につきましては、前年度当初と同額の300万円の計上でございます。

6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございますが、地域包括支援センター支援システム機器賃借料で、期間は平成28年度から平成33年度まで、限度額は1,503万1,000円でございます。

介護保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案第21号 平成28年度利根町介護サービス事業特別会計予算について補足してご説明いたします。

この特別会計は、介護保険における要支援者のためのケアプラン作成業務の委託及び介護支援専門員の雇用にかかる経費等について計上したものでございます。

4 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款 1 サービス収入、項 1 介護給付費収入387万4,000円の計上でございまして、前年度と比較しますと 8 万円の増額でございます。これは要支援者のケアプラン作成にかかる介護給付費収入で、増額は介護報酬の単価改定によるものでございます。

次に、款 2 繰入金、項 1 一般会計繰入金471万円3,000円は、前年度と比較しまして15万4,000円の減額となっております。これは事務経費を一般会計から繰り入れしているものでございまして、減額の主な理由は、介護支援専門員の賃金を減額したことによるものでございます。

款 3 繰越金は科目の設定でございます。

款 4 諸収入 2 万2,000円は、介護支援専門員 2 名分の雇用保険料個人負担金立てかえ分でございます。

続きまして、歳出でございますが、款 1 サービス事業費は860万9,000円で、前年度と比較しますと、7 万5,000円の減額でございます。これにつきましては、地域包括支援センターの臨時職員として雇用しています介護支援専門員の勤務日数見直しによる賃金の減額と、介護報酬改正によりまして介護予防ケアマネジメント業務委託料の増額分でございます。

次に、諸支出金につきましては、項目の設定でございます。

介護サービス事業特別会計につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第22号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第22号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、補足してご説明申し上げます。

歳入歳出総額は 3 億4,428万5,000円の予算計上でございます。前年度と比較しますと、1,350万2,000円の増額となっております。

それでは 2 ページをお願いいたします。

まず歳入につきましてご説明いたします。

款 1 後期高齢者医療保険料につきましては 1 億4,492万5,000円で、前年度と比較しますと 865万6,000円の増額でございます。これは被保険者数の増を見込んだものによるものでございます。

款 2 使用料及び手数料につきましては、前年度と同額の 1 万1,000円でございます。

款 3 繰入金につきましては 1 億9,356万円で、前年度と比較しますと 497万1,000円の増額でございます。これは一般会計からの繰入金の増でございまして、後期高齢者医療分の公費負担分及び事務費分及び保険基盤安定分、それぞれ繰り入れるものでございまして、こ

のうち保険基盤安定繰入金で、低所得者に対する保険料の軽減判定の所得基準額が引き上げられたことによるものでございます。

款4繰越金につきましては、科目のみの計上となっております。

次の款5諸収入につきましては578万8,000円で、前年度と比較しますと12万5,000円の減額でございます。これは項3の雑入で、広域連合からの後期高齢者健診業務の経費に対する交付金を見込んだものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1総務費につきましては1,639万7,000円で、前年度と比較しますと9万3,000円の減額でございます。これは、項1総務費で健康診査受診料の減を見込んでの健診業務委託料の減額によるものでございます。

次に、款2後期高齢者広域連合納付金につきましては3億2,731万7,000円で、前年度と比較しますと1,338万5,000円の増額でございます。これは、後期高齢者医療広域連合の納付金で、被保険者の保険料及び療養給付費の増を見込んだことによるものでございます。

款3諸支出金につきましては27万1,000円で、前年度とほぼ同額でございます。これは保険料の還付金でございます。

款4予備費につきましては30万円で、前年度と比較しますと20万円の増額でございます。28年度は前年度より予備費に余裕をもって計上したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 議案第16号から議案第22号までの説明が終わりました。

これから本案の款、項に対する質疑を行います。

まず、議案第16号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第17号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第18号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第19号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第20号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第21号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第22号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

議案第16号から議案第22号までの質疑が終わりました。

お諮りいたします。

議案第16号から議案第22号までの7件については、議長を除く議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時06分休憩

午後3時14分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、予算特別委員会正副委員長の互選が行われましたので、結果の報告を求めます。

坂本啓次委員。

〔予算審査特別委員会委員坂本啓次君登壇〕

○予算審査特別委員会委員（坂本啓次君） それでは、ただいま委員全員で全協室で決めた結果を発表いたします。予算審査特別委員会委員長に、五十嵐委員を互選で選びました。よろしく申し上げます。副委員長は私坂本でございます。よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

ここで委員長の挨拶をお願いいたします。

五十嵐辰雄予算審査特別委員会委員長。

〔予算審査特別委員会委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（五十嵐辰雄君） 一言ご挨拶を申し上げます。

委員長に就任されました五十嵐辰雄でございます。予算審査に当たりましては、地方自治法第2条にありますように、事務を処理するためには、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければなりませんと規定があります。これを念頭に置きまして、本年度予算を慎重に審査してまいります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

委員会日程については、お手元に配付の予算審査特別委員会日程のとおりです。十分な審査の上、来る3月14日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（井原正光君） 日程第25、議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出議案の説明を求めます。

新井邦弘議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長新井邦弘君登壇〕

○議会運営委員会委員長（新井邦弘君） 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例、提案理由を申し上げます。

本案は、前回の12月定例議会において上程、可決されました町長提出議案、議案第56号利根町課等設置条例の一部改正により、新たに子育て支援課が設置されたことに伴い改正するものです。

次に、改正内容について、参考資料新旧対照表によりご説明いたします。

利根町議会委員会条例の一部を改正する。見出しが常任委員会の名称、委員定数及び所管、第2条第2号で、厚生文教常任委員会の所管に「子育て支援課の所管に属する事項」を加える。附則でこの条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上、地方自治法第109条第6項及び利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。以上です。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月14日に、質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第26、議員派遣の報告について、本件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により議員を派遣したものであります。

先月の2月19日に、茨城県市町村会館講堂において、平成27年度町村議会議員自治研究会が開催され、当町から11名の議員が出席をいたしました。

ここで、出席議員を代表し、石山議員から報告があります。

石山肖子議員。

〔3番石山肖子君登壇〕

○3番（石山肖子君） 平成28年2月19日に、茨城県市町村会館講堂におきまして、平成27年度町村議会議員自治研究会が開かれ、利根町より11名の議員が参加しました。二つの研究が発表されましたので、ご報告いたします。

一つ目の研究発表は、茨城県副知事の楠田幹人氏による県政の当面の課題についてと題する内容で、1、平成27年9月、関東・東北豪雨について、2、地方創生について、3、人が輝く元気で住みよければらきの実現に向けての三つのテーマでお話をお伺いいたしま

した。

1、平成27年9月、関東・東北豪雨について、鬼怒川における平成27年9月、関東・東北豪雨の概要、茨城県の被害状況、この災害に対する県の支援体制等の説明を受けました。

県の支援策は、災害救助費、被災者生活再建支援制度補助事業、県災害見舞金支給事業、義援金の第1次配分、国の被災農家営農再開緊急対策事業、被災農業者向け経営体育成支援事業の活用、暫定法に基づく復旧事業活用として、農業共同利用施設災害復旧事業を、また、県単事業としては、家畜災害助成対策事業を活用するとのことでした。

また、鬼怒川緊急対策プロジェクトは、鬼怒川下流域において、水防災意識社会の再構築を目指し、国、茨城県、常総市など7市町が主体となり、ハード対策、ソフト対策を行うとのことでした。また、平成27年度内には、水害時の避難、応急対策検討ワーキンググループの設置が取りまとめられる予定とのことでした。

最後に、副知事の私見として、災害に強いまちづくりを実現するためにという題で、三つの提言をされました。

(1) 対策は、ハード、ソフト両面で行う。(2) 起きてからでは遅い。事前にしっかり備えをすること、自助、共助の徹底として、ハザードマップの認識、食料等の備蓄、地域での日常的なつながりを挙げられました。

行政の体制強化としては、避難勧告等を出す基準、BCP、タイムライン、非常時用施設のチェック、専門人材の育成、専従職員の指定、災害時のキーマン、団体づくり、(行政と住民、ボランティア、団体をつなぐ仕組みづくり)等を挙げられました。

(3) いざ災害が起きたら柔軟に。頭を平時から有事に切りかえ、緊急時、生活支援期、復旧期、復興期に応じて対応することが重要と述べられました。

二つ目は、地方創生についてでございました。

2008年の1億2,808万人をピークに減少に転換した日本の総人口は、中位推計で2050年に9,708万人となる見通しから、2030年の合計特殊出生率を1.8程度の目標とし、人口減少の克服と成長力の確保を目指す、そのための茨城県の戦略をお伺いいたしました。

2014年12月27日閣議決定の国の長期ビジョンと総合戦略、人口減少の歯どめ、東京一極集中の是正、成長力の確保という中長期展望より、基本目標の説明の中で、都道府県別の出生率や合計特殊出生率が1.8以上の120市町村一覧が示されました。その中で、特に合計特殊出生率が2.00以上の市町村が九州、沖縄地方に集中しており、27市町村もあるとのことでした。

茨城県の状況は、(1) 本県の18団体が消滅可能性都市であること、(2) 本県の平成17年から26年の10年間の人口の動向は、平成23年の震災後、4年間で4万9,368人が減少、10年間で6万5,958人が減少、2014年の人口移動の状況は東京圏が多く、20歳代で転出超過が大きく、特に20から24歳では、男女とも大幅な転出超過となっている。県内高等学校卒業者の72.0%が県外に進学、県内大学卒業者の61.7%が県外に就職の4点が挙げられました。

県の人口ビジョンは、2060年に約223万人、(移動率が震災前の水準まで回復した場合)さらに移動率がU I Jターンや地元就職の希望が満たされ、水準に上昇した場合、約241万人になるとのことです。

茨城県としては、第2のふるさと・いばらきプロジェクト、そして、いばらき出会いサポートセンターの紹介がありました。都市のコンパクト化、小さな拠点の形成の好事例としては、農村地域、中山間地域等における美浦村の地域再生計画を活用した地域交流拠点の整備とアクセスの確保という事業が紹介されました。

3番目に、人が輝く元気で住みよいいばらきの実現に向けてでは、茨城県が工場新規立地面積が全国1位、1住宅当たり住宅敷地面積が全国1位という特性から、陸、海、空の広域ネットワークの形成計画の説明がありました。ほかに、魅力度ランキングは低いものの、住みよさランキングの上位100位以内に県内5市、成長ランキング2015には、100位以内に県内6市がランクインしたことから、「のびしろ日本一。茨城県」というキャッチフレーズも紹介されました。

次の二つ目の研究発表は、大妻女子大学社会情報学部教授田代洋一氏による、農政を取り巻く情勢と今後の展望と題した内容でございました。

1、T P P環太平洋経済連携協定の大筋合意を急いだ理由の説明、2、T P P協定の経済効果分析及び農林水産物の生産額への影響について、経済全体から、経済と農業の視点から、農林水産業の視点から分析されたものを述べられました。

T P Pの影響については、3番目として、農林水産生産額、食品加工生産額の試算においての減少について、新潟、和歌山、茨城、長野、静岡、滋賀、島根、福島、宮崎県の9県で2,800億円との試算だそうです。特に、畜産県である宮崎県、茨城県での影響は大きいのではないかとのことでした。

農業グローバル化の時代の幕明けが予想され、中高年者の離農、担い手の投資控えが影響の本質であると述べられました。

今後の見通しとしては、国会審議を尽くすことが大事であること、国民の理解が食の安全性等の視点から決定的であるのではないかとおっしゃいました。

T P Pと農業の大転換として、農協法、農業委員会、農地法の動向、米の生産調整の仕方の変化などについても言及されました。日本の農業の担い手像としては、経営交代期の到来、親子2世代の専従の土地利用型経営、集落営農法人化の流れなどのご示唆をいただきました。

グローバリゼーション時代の農村と農業経営は、新しい自由な個人が自己責任に帰せない課題を協同する自発的組織や定住者による公共性を追求すべき時代を迎えるという視点をいただきまして、参考文献も紹介いただきました。

以上で、お二方の研究報告について報告を終わります。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

あす3月2日は午後1時から本会議を開きます。

本日は大変お疲れさまでした。これにて散会いたします。

午後3時32分散会